

平成29年度 鳥取県町村会からの要望への回答

1 最重点要望

(H29. 12. 28)

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
1	地方創生の推進について 【継続・一部変更】	<p>人口減少問題への対応は、鳥取県においても最重要課題であるとともに、短期間で成果がでるものではなく、長期的なスパンでの取り組みとそのための財源の確保は必要不可欠です。</p> <p>平成28年度に国が創設した「地方創生の進化のための新型交付金（地方創生推進交付金）」は、従前の補正予算による地方創生関係交付金と異なり、補助率が1/2であることや、地域再生計画の認定を受けなければならないことから、特に新規事業については年度当初からの取組ができず、財政負担も相当額必要となっています。また、同一の継続事業においても、度重なる様式の変更など煩雑な手続き等により、事務負担も大きく苦慮しております。</p> <p>つきましては、地方自治体が主体的に地方創生を強力に推進できる仕組みとするため、以下の事項について国に対して働きかけ及び県において実施をお願いします。</p> <p>(1) 地方創生に係る財源として地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続・拡充を行うこと。</p> <p>(2) 地方創生推進交付金制度について、規模及び補助率の拡充を行うとともに、より自由度の高い柔軟な制度とし、手続きを簡素なものとするよう見直しを行うこと。</p>	元気づくり総本部(とっとり元気戦略課)	<p>地方創生は本格的な事業推進段階にあり、国と地方が一体となってその取組を継続的に推進・深化するためには、安定的な財源確保が必須です。</p> <p>このため、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続し、十分な一般財源総額を確保するとともに、地方創生推進交付金についても、十分な額を確保すること、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう国の審査要件や使途の制約の緩和を行うとともに、交付率を引き上げることなど、地方目線に立った大胆な制度改革について、本年7月に山本地方創生担当大臣(当時)に、8月には梶山地方創生担当大臣に要望しました。</p> <p>今後も、地方の自主性・独自性を最大限発揮できるよう、地方創生に必要な財源の安定的な確保と地方創生推進交付金のより自由度の高い制度運用について、全国知事会等とも連携しながら強力に国に要望していきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
2	<p>地方交付税の総額確保について</p> <p>【継続・一部新規】</p>	<p>多様化する行政サービスの提供と生活基盤の確保に努めているところであり、職員数の削減や公共施設の統廃合など様々な行政改革を行っています。合併に伴い、支所機能を含めた地域コミュニティの維持管理や災害対応等、多額の財政需要も生じてきています。地方の過疎化・高齢化により税源が乏しく財政基盤が脆弱な自治体では、地方交付税の財源調整機能制度が必要であります。</p> <p>また、地域医療を推進する上で、へき地医療、救急医療、不採算部門の維持など自治体病院が担う役割・責務は大変重要であります。医師不足などで、地域医療の崩壊が叫ばれる中、交付税措置により、地域医療の確保、健全経営の兆しが見えておりますが、昨年度は算定額が減額された項目もあり、このことは、健全化などに向けた兆しを中折れさせる恐れがあります。</p> <p>さらに、国は、高齢社会に向け、地域包括医療ケアを推進しており、地域の中小自治体病院においても、訪問診察、訪問看護、訪問リハなど在宅医療にも取り組み、地域包括医療ケアに取り組んでいます。地域医療確保のため、財政支援は大変重要であり、交付税の算定項目の中に、地域包括医療ケアを評価するような措置も必要と考えます。</p> <p>つきましては、以下の事項について、国に対して働きかけをお願いします。</p> <p>(1) 自治体が地域の实情に応じたきめ細やかな施策が実施できるよう、歳出特別枠の維持を含めた地方交付税の総額確保すること。</p> <p>(2) トップランナー方式の導入や単位費用の算定方法の変更をはじめ、地方交付税制度の改革にあたり、自治体の实情把握や自治体との協議を充分に行うなど、地方交付税制度が政策誘導手段とならないようにすること。</p> <p>(3) 引き続き交付税が減額されないよう所要額の確保とともに、地域包括医療ケアを評価する項目を創設すること。</p> <p>(4) 財政力の弱い自治体では、最低限必要な基金残高を死守しているのが実情であり、基金残高の増加を理由に一律に地方財政計画を圧縮し、地方交付税を削減しないこと。</p>	<p>総務部 (財政課)</p>	<p>本県では、歳出特別枠の堅持をはじめとして地方交付税の総額確保に向けて、再三にわたり要望活動を行ってきました。</p> <p>さらに、全国知事会地方税財政常任委員会副委員長の立場としても、経済財政諮問会議の専門調査会「経済・財政一体改革推進委員会」などの場で、地方の实情を直接訴えるとともに、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるとして地方交付税を削減することがあってはならないことなどについて強く訴えたところです。また、地域包括ケアについては、システム構築に向けて、基盤整備及び人材確保のための支援、診療報酬及び介護報酬の見直しなどを適切に行うよう全国知事会から国に対して要望しています。</p> <p>他県とも連携しながら、今後も強く働きかけてまいります。</p> <p><本県の要望活動></p> <p>①4月17日 総務省へ要望</p> <p>②10月19日 総務省へ要望</p> <p>③11月17日 総務省へ要望</p> <p>④12月18日 総務省へ要望</p> <p><全国知事会の動き></p> <p>①10月26日 国と地方の協議の場（安倍首相へ要望）</p> <p>②11月10日 「経済・財政一体改革推進委員会」</p> <p>③11月24日 全国知事会議（安倍首相へ要望）</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
3	<p>重度障がい児者の医療型ショートステイ事業の充実について 【新規】</p>	<p>重度障がい児者を在宅で介護し、医療的なケアを必要とする障がい児者の家族は、休みなく医療的ケアを行う生活を送ることになるため、心身や生活様式に、過大な負担と影響を及ぼすことになります。障がい児者及びその家族が地域で安心して暮らし、安定した生活を送るためには、病院等の医療機関の協力のもとに、医療的ケアを行いつつ短期入所できる施設の体制を整え、家族を介護の負担から一時的に開放するレスパイトサービスが必要とされている現状であります。</p> <p>県では平成26年度から「重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業」として、医療機関の実施する医療型ショートステイの拡充と支援の充実に取り組まれておりますが、15歳未満の小児の受け入れ先がなく短期入所サービスを受けることができないところがあります。</p> <p>また、医療型ショートステイを利用される際には、病院側の受け入れ体制の問題もあり、障がい児者には24時間常時ヘルパーが付き添うことになっておりますが、夜間のヘルパー派遣に対応できる事業所が少なく、利用を阻害する一因となっております。</p> <p>つきましては、小児を含めた障がい児者の受入が可能となる医療型ショートステイ事業所を増やし、ヘルパー派遣等につきましてもご支援をいただきながら、県下全域においてサービスを受ける機会を均一化していただくようお願いいたします。</p> <p>また、現在の県の医療型ショートステイ事業への補助を継続していただくとともに、実際に利用されている家族や、受入側の病院等の関係者からの意見を取り入れていただきながら、利用しやすく、かつ負担軽減のためのレスパイトサービスとしてより一層の効果が期待できる事業となるようお願いします。</p>	<p>福祉保健部 (子ども発達支援課)</p>	<p>本県においては、平成26年度から重度障がい児者の医療型ショートステイを実施する医療機関等に対する助成事業に取り組んできたところですが、今年度、西部圏域と中部圏域で新たな医療機関が事業参入を予定しています。併せて、東部圏域でも新規参入に向けた協議を進めており、各圏域において医療型ショートステイ事業を実施できる複数の医療機関を確保する取組を進めるとともに、小児科を有する医療機関に対して、医療型ショートステイ事業の実施に向けて働きかけを行うなど、小児の受入先の拡大に努めているところです。</p> <p>夜間のヘルパー派遣対応ができる事業所が不足している状況については、引き続き県内の事業所に働きかけるとともに、鳥取大学医学部附属病院「小児在宅支援センター」が実施している介護職員向けの研修事業により人材育成を行っているほか、県外人材等の確保や、ヘルパー事業所等への助成を行う補助事業を来年度予算において検討しているところです。</p> <p>また、県と日本財団との共同プロジェクト事業において、医療的ケアが必要な重心児等を対象とした、家族のレスパイトとしても利用できる、障がい児支援拠点施設の整備を検討しています。</p> <p>今後とも、利用者、保護者及び実施機関からの意見を踏まえながら、利用者の利便性の向上、県下全域で均一的なサービスが受けられる体制づくりを強化し、当該補助事業を継続してまいりたいと考えています。</p>
4	<p>高校生の通学費助成について 【新規】</p>	<p>郡部では、高校の立地が少なく高校生はほとんど市部へと通学している状況となっており、高校生の通学にかかる経費（鉄道・バス等）は、保護者にとって相当な負担となっております。</p> <p>つきましては、高校生の保護者の経済的負担の軽減、公平性、教育の機会の均等を確保すること等を目的とし、小児特別医療費助成制度と同様に県全体の課題として、高校生の通学費助成を行う市町村に対しての補助事業の創設をお願いします。</p>	<p>教育委員会事務局（高等学校課）</p>	<p>高等学校においては、就学支援金制度や授業料の減免制度のほか、授業料や通学費などに充てただけの奨学給付金制度などにより、高校生を持つ保護者の経済的な負担軽減に努めており、現時点では、通学費の補助については考えていません。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
5	道路網の整備促進について 【継続・一部新規】	<p>交流人口の拡大による経済・観光振興の推進、また、近年多発する事故や自然災害への備えなど様々な観点から、次のとおり、県内道路網の整備についてお願いします。</p> <p>(1) 米子自動車道「蒜山IC～米子IC」の4車線化の早期整備について</p> <p>平成28年8月31日に江府インター付近3.4kmの4車線化が決定され、平成29年6月7日に中国横断自動車道岡山米子線（賀陽IC～北房JCT、蒜山IC～米子IC間）が暫定2車線区間における付加車線設置検証路線に認定されました。</p> <p>付加車線の試行設置が決定された区間の早期工事着手を図るとともに、残る区間についても次の付加車線設置と着工に向けた検討を進めていただきますようお願いいたします。</p> <p>4車線化により、事故・故障車の発生や大型車の登坂不能などが解消され、安全性の向上により道路利用の信頼性が高まり、観光や企業進出など地方創生がより推進されることと思います。</p> <p>しかし、蒜山・米子間において片側1車線区間の交通事故は、多発しています。</p> <p>江府町地内において平成26年7月に車両4台が玉突き衝突、13名の負傷者を出す事故が発生しました。平成27年5月のゴールデンウィーク期間中には、伯耆町地内のトンネルで車両5台が玉突き衝突、3人の負傷者を出す事故が発生するなど、本線はそのたびに数時間以上にわたり全面通行止めとなり、う回路となった江府町内の一般道は大渋滞となり、地元住民の生活にも大きな支障をきたしました。</p> <p>また、平成29年1月23日からの大雪により約4時間通行止め、2月9日からの大雪により56時間の通行止めと、冬期間にも積雪によりたびたび通行止めとなり、江府町内の一般道は大渋滞となり、圏域の経済の促進を図っていくうえで大きな支障となっております。</p> <p>今後も引き続き、交通の円滑化と対面通行による交通事故の危険性回避を図っていくため、蒜山・米子間の4車線化の整備促進を強くお願いいたします。</p> <p>つきましては、特にその中でも死亡事故等が頻発し危険な、岡山県真庭市と江府町を結ぶ県境の三平山トンネルを含む区間の4車線化を早急に進めていただきますようお願いいたします。</p>	県土整備部 (道路企画課)	<p>対面通行に起因する重大事故の防止や、本年1月、2月の豪雪による長時間の通行止め及び大規模滞留の発生を踏まえ、三平山トンネルを含む米子自動車道の暫定2車線区間の4車線化並びに付加車線設置検証区間の早期工事着手について4月14日、7月20日、11月13日及び12月18日に国土交通省へ要望しており、付加車線設置検証区間の着工が12月24日に開催されたところです。</p> <p>また、「中国横断自動車道岡山米子線（蒜山IC～米子IC間）4車線化促進期成同盟会」と連携し、9月24日に蒜山高原においてPR活動を行い、道路利用者等に対して利用促進と4車線化の必要性を訴えかけるとともに、11月21日には東京にて総決起大会を行い県西部地域の自治体及び議会並びに経済界が一丸となり4車線化と利用促進に向けた気運醸成を図ったところです。</p> <p>さらに、本年9月に高速道路から最寄りの道の駅への一時退出にともなう料金の据え置き割引対象に「江府IC-道の駅奥大山」が選定されたことを踏まえ、一時退出による利便性の向上を広くPRし利用促進を図っていきたいと考えており、今後とも関係機関と連携しながら、引き続き国や西日本高速道路株式会社に整備促進を要望していきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
		<p>(2) 山陰自動車道の建設促進について</p> <p>山陰自動車道は、西では「大栄東伯IC～出雲IC」(10.4km)がつながり、東側の山陰道(鳥取西道路)でも平成29年に「浜村鹿野温泉IC(仮称)～青谷IC」(4.7km)、平成30年に「鳥取西IC～浜村鹿野温泉IC(仮称)」(12.8km)の完成をもって供用される見込みとなり、広域的な高速道路ネットワークの形成による地域の活性化が期待されています。</p> <p>しかし、山陰自動車道の中央に位置し、中部地区の南北軸を形成する「北条湯原道路」とも接続する「北条道路」(13.5km)は、県内唯一の未事業区間でしたが、今年度から新規事業化されることとなり、県民の悲願であった山陰道の県内区間全線供用に目処が立ちました。</p> <p>この区間が高規格整備されないと、高速道路ネットワークとしては広域的な地域機能を高めることができません。</p> <p>また、現在の「北条道路」は一般道(側道)として供用しており、高速道路と接続する直線道路である一方、多くの平面交差が存在するため、重大事故が発生する危険性が非常に高くなっています。</p> <p>このような交通基盤の脆弱性は、防災・安全対策の面で緊急救援や患者の広域搬送に支障をきたすことが懸念されるばかりか、鳥取県全体としての魅力や活力が十分に生かし切れず、地域の成長及び発展にとって大きなネックになっています。</p> <p>つきましては、県内区間が1年でも早く全線開通するよう、現在事業中区間の早期供用及び「北条道路」の事業促進に向け、国等に強く働きかけていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、インターチェンジ整備に伴い、高規格幹線道路のインターチェンジに連結する幹線道路として、相当量の交通量が見込まれることから、鳥取県が事業主体でアクセス道路の整備をお願いします。</p>	(道路企画課)	<p>山陰道(北条道路)については、湯梨浜・北栄事故対策事業とあわせた効率的な整備を促進し早期供用を図ることについて、平成30年に供用予定が公表された「鳥取西道路」の1日も早い供用開始とあわせ、4月14日、7月20日、11月13日及び12月18日に国土交通省へ要望したところであり、今後とも引き続き国に要望していきます。</p> <p>大栄ICのアクセス道路については、取り付く道路の管理者(町)が主体となって検討を行うことが基本と考えていますが、高規格道路の管理者(国土交通省)と県及び町で協議を行います。</p> <p>国道179号の「はわいIC」のアクセス道路については、取り付く道路の管理者である県が主体となり、湯梨浜町後からはわいICへのアクセス道路として、山陰道開通後の中部地区の利便性向上や、中部地区全体の地域づくりを念頭に置きつつ、地元湯梨浜町のまちづくりと連携を図りながら、検討を進めていきます。</p>
		<p>(3) 「山陰近畿自動車道」について</p> <p>「岩美道路」の残区間(浦富IC～東浜IC)について、速やかに供用開始されますよう引き続き整備促進を図っていただきたい。加えて、事業化されていない「駒山バイパス」と「山陰道」を結ぶ「南北線」の区間についても、早期に事業化及び整備されるよう国に対し働きかけていただくようお願いいたします。</p>	(道路企画課、道路建設課)	<p>鳥取県が整備を進めている「岩美道路」については、浦富地内の連続高架橋工事のほか、今年度から1号トンネル(仮称)工事にも着手しており、浦富IC～東浜IC間の早期供用へ向け引き続き整備を推進していきます。</p> <p>また、「駒山バイパス」と「山陰道」を結ぶ区間につきましては、現在、国土交通省が「計画段階評価を進めるための調査」を進めている段階であり、4月14日、7月20日、11月13日及び12月18日に同区間の早期事業化を含む全線の整備促進について国に対し要望を行いました。</p> <p>さらに、京都府、兵庫県、鳥取県及び国会議員有志並びに三府県議会関係議員などと共同歩調をとって11月30日に東京にて決起大会を開催し、全線の整備促進について国に働きかけたところです。</p> <p>今後とも国会議員や沿線自治体等と協力し、整備の促進に向け取り組んでいきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
		<p>(4) 国道313号地域高規格道路「北条湯原道路」の整備促進について</p> <p>「北条湯原道路」は、山陰自動車道と中国横断自動車道岡山米子線（米子道）を結び、鳥取県中部と岡山県北部の交流を促進し、地域の活性化に大きく寄与する基幹道路として順次、整備が進められています。</p> <p>平成25年6月には「倉吉道路」の倉吉IC～倉吉西IC間が供用開始となり、倉吉市小鴨から関金までの区間の「倉吉関金道路」（L＝7km）についても平成23年度に事業化され、整備が進められています。</p> <p>しかしながら、現段階では一部の供用に留まっており、走行性の高い安全な道が確保されておらず、道路ネットワークとして機能していないため、防災・安全対策の面で緊急搬送路、患者の広域搬送に寄与するものとしての役割が十分果たされていない状況にあります。そのため、鳥取県及び県中部地区の魅力や活力が十分に生かし切れず、地方創生を進める地域の活動にとって大きなネックとなっています。</p> <p>つきましては、「北条湯原道路」は、高速道路を補完し山陰自動車道と接続して高速交通ネットワークを構築する最重要路線であるため、早期に全線供用が図られるよう次の事項についてお願いします。</p> <p>① 倉吉道路の残区間（L＝1km）及び倉吉関金道路（L＝7km）の整備促進をすること。</p> <p>② 結節点となる北条ジャンクションと山陰自動車道との一体的な整備促進をすること。</p> <p>③ 岡山県との連携強化による岡山県側の「初和下長田道路」の整備促進をすること。</p> <p>④ アクセス道路の整備は、高規格幹線道路間を連結する重要な区間と位置づけられるものであるため、鳥取県で整備及び管理をしていただくこと。</p>	<p>(道路企画課、道路建設課)</p>	<p>①倉吉道路の残区間（L＝1km）及び倉吉関金道路（L＝約7km）の整備促進について</p> <p>鳥取県が整備を進めている「倉吉道路」の残区間（倉吉西IC～小鴨ハーフIC間）については、埋蔵文化財調査などを推進しているところであり、「倉吉関金道路」の小鴨ハーフIC～福山IC間については用地買収や橋梁上部工などを進めています。この2区間については、平成30年代初めの供用を目指して、引き続き事業推進に努めます。</p> <p>②結節点となる北条ジャンクションと山陰自動車道との一体的な整備促進について</p> <p>今年度事業採択となった、「北条倉吉道路（延伸）」（北条ジャンクション）についても、山陰道（北条道路）の事業主体である国にも働きかけながら、できる限り早期の完成を目指して整備促進に努めます。</p> <p>③岡山県との連携強化による「初和下長田道路」の整備促進について</p> <p>岡山県内の「初和下長田道路」について、平成29年11月6日に開催された鳥取岡山両県知事会議においても、高速道路ネットワークを形成する地域高規格道路として北条湯原道路の整備促進に両県協力して取り組むこととしており、今後とも両県が連携しながら、事業推進に努めます。</p> <p>④アクセス道路の整備について</p> <p>アクセス道路の整備は、取り付く道路の管理者（町）が主体となって検討を行うことが基本と考えていますが、高規格道路の管理者（県）と町で協議を行います。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
		<p>(5) 地域高規格道路「江府三次線」の整備促進について</p> <p>江府三次道路は鳥取県日野郡と広島県備北地域の交流・連携を図るための主要路線であり、また大規模災害時には防災拠点である三次・米子エリアを連絡する第1次緊急輸送道路にも指定され、両地域において重要な路線となっております。しかし、冬期には積雪が1.5m近くに達する豪雪地帯である、鳥取・広島両県の県境部はその急峻な地形から線形不良区間が連続し、大型車の衝突事故、道路法面の崩落による交通遮断の発生、異常気象時の通行規制区間の存在により交通の難所となっており、それらの解消に向けた早急な対応が求められています。</p> <p>「江府三次道路」は地域経済の活性化推進の他、安心・安全の確保及び防災機能強化の必要性から、平成6年12月に地域高規格道路の「計画路線」に指定されました。全延長約86kmの内、平成17年には、生山道路（日野町～日南町）3kmが、平成20年3月には、高道路（庄原市）3kmが開通しました。また、引き続き「江府道路」4km、「鍵掛峠道路」1.2kmについても整備を推進していただいております。</p> <p>当圏域の交流と物流を支え、地域の生活基盤の衰退を抑制し、都市との地域間交流による一体的な発展を目指すうえで、「江府三次道路」の全線開通による整備効果に大きな期待を寄せており、さらなる整備促進に向け、次の事項をお願いします。</p> <p>① 直轄権限代行により事業着手される区間の整備促進 県境から日南町側4kmと庄原市側3km及び高尾～三坂5km（鍵掛峠道路L=1.2km）区間を着実にかつ早期に整備すること。</p> <p>② 県施行整備区間の整備推進 整備区間である江府道路L=4kmのうち宮ノ谷トンネル及び久連トンネルの整備を促進すること。</p> <p>③ 計画路線の区間指定 全延長約86kmの内、約32kmの調査区間を整備区間（県内8km）に、未指定区間の約32kmを調査区間（県内18km）へ早期に指定すること。</p>	<p>(道路企画課、道路建設課)</p>	<p>①直轄権限代行により整備を進めている「鍵掛峠道路」について 「鍵掛峠道路」については、鳥取県側の用地買収が完了し本線改良工事に着手されたところです。県としても残土処分地の確保など引き続き必要な協力を行ってまいります。</p> <p>②鳥取県が整備を進めている「江府道路」について 「江府道路」については、佐川地区と荒田地区の橋梁架設が完了し、今年度は宮ノ谷橋の整備を進めるとともに宮ノ谷トンネル工事に着手したところであり、引き続き事業推進に努めます。</p> <p>いずれについても、早期の事業完成に向けて、4月14日、7月20日、11月13日及び12月18日に国土交通省に所要の予算確保と直轄代行区間の整備促進を要望したところであり、今後とも広島県と連携しながら、引き続き国に要望してまいります。</p> <p>③計画路線の区間指定について 調査区間の整備区間指定及び未指定区間の調査区間への指定については、現在事業実施中の「江府道路」の早期整備に向けて、重点投資を図っているところであり、道路整備の進捗状況や交通状況等を踏まえて、今後検討していきます。</p>
		<p>(6) 国道53号及び鳥取自動車道の通行確保について</p> <p>智頭トンネル智頭側坑口部付近の抜本的な通行確保対策、及び、鳥取道の通行止め雨量基準の緩和など、国道53号及び鳥取自動車道の通行確保について、国に対し強気に働きかけていただきますようお願いいたします。</p>	<p>(道路企画課)</p>	<p>国道53号智頭トンネル智頭側坑口部付近の対策として、国において溪流下流における強靱ファイヤーネット工を10月31日に完成し、12月1日から事前通行規制の雨量基準が緩和されたところです。残る対策工事についても、付替水路工の工事に11月に着手し、洞門工の整備については平成30年度から工事着手すると聞いております。</p> <p>また、鳥取自動車道の通行規制基準の緩和も国において検討中と聞いており、引き続き、早期の対策工事完了と規制基準の見直しを進めるよう国に対して働きかけてまいります。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
		<p>(7) 国道482号の早期整備促進について 県境を越えた交流人口の拡大による観光振興はもちろんのこと大規模災害に備えた緊急輸送路としての機能を確保するためにも、県境までの道路整備促進を図っていただくようお願いします。</p>	(道路企画課、道路建設課)	<p>春米バイパスについては、平成28年度からトンネル工事に着手しており、引き続き事業推進に努めます。 県境付近については、災害防除事業(落石対策)に着手しており、引き続き事業促進に努めます。</p>
		<p>(8) 主要地方道津山智頭八東線(綾木峠)の整備について 本路線は岡山県北部と鳥取県を結び八頭郡3町を連結し、一体化する唯一の幹線道路であり、県では平成3年から鋭意事業を進められたものの、智頭八河谷から八頭町佐崎に至る「綾木峠」区間約4kmは本線唯一の通行不能区間で、平成13年度から事業休止されたままである。ついては、地域間連携の強化とミッシングリンク解消による住民の安全・安心に繋がる「綾木峠」の整備促進を図っていただくようお願いします。</p>	(道路企画課)	<p>「綾木峠」の整備の必要性は理解しますが、近年の厳しい予算状況を踏まえると、多額の事業費を要する当該箇所への整備に着手することは、当面困難です。</p>
6	<p>森林整備等の推進について 【継続・一部新規】 重点要望から最重点項目へ</p>	<p>森林整備が充実し、利用可能なスギ・ヒノキ人工林が県下の森林の過半を占める状況下、県下におけるバイオマス発電の稼働など、木材需要が拡大する状況にあります。 また、森林の持つ多面的・公益的機能を維持するため、多くの人工林で間伐実施が必要な状況であるとともに、年齢構成が50年生程度の10歳級前後に極端に偏っているため、高齢な人工林を更新し若返りを図るなど、適切な森林整備を進めることが急務となっております。 一方で、地形が急峻な上、岩盤が剥き出しとなっているような森林が主として県内の奥山地域に団塊状に存在し、このような地域では、林道が開設されていない等の基盤整備の立ち後れが顕著なため、豊富な森林資源が活用不能な状況にあります。 つきましては、以下の事項について、国への要望並びに事業の採択をお願いします。</p>	<p>農林水産部 (森林・林業振興局林政企画課、県産材・林産振興課、森林づくり推進課)</p>	
		<p>(1) 地方創生の市町村版総合戦略において、林業・木材産業の発展に資する市町村独自の施設整備等の取組に対し、助成制度の創設と必要な予算措置を講じること。</p>	(森林づくり推進課、県産材・林産振興課)	<p>今後具体的な要望を伺いながら、検討します。</p>
		<p>(2) 森林環境税(仮称)の導入に向け、地方公共団体の意見を十分に踏まえた検討を早急に行い、早期の創設を図ること。</p>	(税務課、林政企画課)	<p>本県では、国への要望や全国知事会などを通じて、これまで森林環境税(仮称)の実現を要望してきたところですが、与党は12月14日、平成30年度与党税制改正大綱を発表しました。この中で、国税として個人住民税に1人当たり年1,000円を上乗せする森林環境税(仮称)を2024(H36)年度に導入し、私有林人工林面積等で主に市町村へ配分することとされました。さらには同税に先行して、2019(H31)年度から、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金による森林環境譲与税(仮称)を導入し、当該森林事業への財源配分を行うこととなりました。 本県としても、新税を財源とする市町村の取組に対する支援に努めるとともに、今後も国等の動きを注視しながら、引き続き必要な要望等を行ってまいります。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	回答
		(3) 雇用の拡大・県産材の安定供給に絶大な効果のある「間伐材搬出促進事業」の補助単価の維持及び事業量を確保し、森林整備に係る予算の確保を図ること。	(県産材・林産振興課)	来年度も事業を継続する方向で平成30年度当初予算において検討します。なお、市町有林も補助対象としています。
		(4) 森林資源の充実に合わせて木材が大径化する中、タワーヤード等架線集材を念頭に入れた基盤整備が必要であるが、現在の開設補助単価では、急峻な地形や強固な岩盤あるいは脆弱な土質において「林業専用道」の開設は困難であるため、林地保全及び通行安全対策のための工作物をしっかりと作設した「林道」の開設に必要な予算措置と事業の採択をすること。	(県産材・林産振興課)	必要な予算措置や採択を国に要望していきます。
		(5) 県産材の消費を拡大する新規分野あるいは高度化を図る木材加工施設整備に必要な予算措置を講じること。	(県産材・林産振興課)	これまでも県産材の販路開拓や新製品開発、木材加工施設整備には支援してきたところであり、引き続き支援措置を平成30年度当初予算において検討します。
		(6) 低コストの素材生産を行う上で、高性能林業機械等の導入は必要不可欠であり、高性能林業機械等の購入及びリースへの助成制度の充実を図ること。特に、今年度からバックホウやフォワーダなど、担い手参入の初期段階において必要な機械の補助率が、5/10から3/10に引き下げられ、この見直しは痛手となっていることから補助率を5/10に戻すこと。	(県産材・林産振興課)	来年度も事業を継続する方向で平成30年度当初予算において検討します。県は、平成32年度までに38万 ³ m ³ の素材生産目標を掲げています。この目標を達成するためには、生産能力が高く、生産量の拡大によって高いコスト削減効果が得られる機種を重点的に導入・普及する必要があるため、このため、補助率の見直しを行ったものであることを御理解ください。
		(7) 竹林整備事業の配分の拡大と補助率を維持すること。	(森林づくり推進課)	竹林整備事業については、森林環境保全税を財源としており、今年度末に適用期間を終えることから、引き続き同内容で5年間延長するための条例改正を行ったところであり、限られた収額の中でできるだけ要望に応えるため、平成30年度当初予算案において一定の配分額を用意し、また、現行の補助率を維持することとして検討しています。 なお、森林・山村多面的機能発揮対策交付金でも竹林整備が可能であるので、活用を御検討ください。

2 重点要望

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
1	社会保険診療に対する控除外消費税の負担軽減措置について 【継続】	<p>医療機関が診療を行なうために必要な設備や薬品などの購入費、清掃や給食などの委託業務費には消費税がかかりますが、診療報酬は非課税のため患者から消費税はいただいておりません。このため仕入に係る消費税は仕入税額控除が適用されず医療機関の負担となっております。</p> <p>また、医療機関は経営改善に取り組む中で、職員を直接雇用から外部委託への業務見直しを行なっておりますが、これらについても不課税の人件費から課税対象の委託料に変わり、その負担が増加しています。</p> <p>これらの改善策について、平成28年度税制大綱において検討事項として平成29年度税制改正に際し総合的に検討し結論を得ることが明記されていましたが、平成29年度税制改正大綱においては、消費税が10%に引き上げられるまでに総合的に検討し結論を得ることに延期をされました。</p> <p>つきましては、損税解決のための抜本的改善策を実施するとともに、地方で地域医療を担う自治体病院に配慮した対策となるよう国に対して要望をお願いします。</p>	総務部 (税務課)	<p>本県では、医療機関等の経営を圧迫している実情を踏まえ、国・地方の社会保障財源への影響も考慮し、抜本的解決を図るよう、昨年度に引き続き、平成29年7月20日総務省へ要望を行ったところであります。</p> <p>なお、平成29年度税制改正大綱において、「消費税率が10%に引き上げられるまでに、(中略)総合的に検討し、結論を得る」とされたことから、国の動向を注視し、必要に応じて国に要望していきます。</p>
2	自治体情報セキュリティ対策における継続的な支援について 【継続・一部変更】	<p>サイバー攻撃による日本年金機構の個人情報流出事案、マイナンバー制度開始による個人番号の適正な取扱い等に対応するため、自治体には情報セキュリティ強化対策が求められており、国の平成27年度補正予算において「地方公共団体情報セキュリティ強化対策補助金」が創設されました。</p> <p>今後、全国の自治体が自治体情報システムの強韌性向上や都道府県単位による自治体情報セキュリティクラウド(インターネット出口の一束化)等を構築・運用していくこととなりますが、強化したネットワーク環境を維持・運営していくために、毎年多額の費用が見込まれます。</p> <p>また、定期的(5年目安)に情報セキュリティ対策として導入した機器の更新も出てくるため、機器更新時には導入時に近い経費負担も考えられます。</p> <p>つきましては、情報セキュリティ対策に対する継続的な支援(予算措置)をいただくよう、次の事項について国に強く働きかけていただきますようお願いいたします。</p> <p>(1) 地方財政対策として、平成30年度以降も「自治体情報システム構造改革推進事業費」などの予算措置を行うこと。</p> <p>(2) 今回創設された「地方公共団体情報セキュリティ強化対策補助金」が一度きりのものではなく、対策に資する機器の更新時も活用できるように予算措置を行うこと。</p>	総務部 (情報政策課)	<p>自治体情報セキュリティクラウドをはじめとする情報セキュリティ対策のランニングコストは地方交付税で措置されているところです。さらに、これらシステムの耐用年数経過後の設備更新費用については、更新時期を踏まえつつ、「自治体情報システム構造改革推進事業費」等の制度が設けられるよう、次のとおり全国知事会を通じ、国要望望(平成30年度国の施策並びに予算に関する提案・要望)しています。</p> <p>今後も状況を見ながら、必要に応じ要望を継続する予定です。</p> <p><直近の要望></p> <p>H29.7.28 全国知事会において、自治体情報システム強韌性向上の取組み及び自治体情報セキュリティクラウドの運用及び新たな脅威に対するための機能追加等に要する経費に対する財政措置などが決議され、総務省に要望されている。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
3	ケーブルテレビ施設更改及び設備更新への財政支援について 【新規】	<p>公設のケーブルテレビ施設は、難視聴解消、地域密着型チャンネルとして、民間が参入しにくい中山間地域等への整備を行ってきており、放送・情報通信分野の変遷とともに、インターネット事業、多チャンネル事業等への参入も行ってきました。</p> <p>現在、国は4K・8K 推進のためのロードマップを提唱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックでは、多くの視聴者が4K・8K 番組を楽しめる状況を目標に掲げております。また、情報通信分野では、GE-PON 等による超高速インターネットサービスが普及しつつありますが、中山間地域においてはインフラ整備がなされていない状況であります。</p> <p>このような状況を考えると、情報格差の是正、放送・通信システムの高度化など、公設のケーブルテレビ施設においても、FTTH システムへの更改が喫緊の課題となっております。</p> <p>総務省は、平成29年度予算において「ケーブルテレビネットワーク光化促進事業」により補助を行っておりますが、単年度で伝送路整備が対象となっております。しかしながら、伝送路の全線光化、加入者宅設備の完全改修及びその後の既設ケーブルの撤去を行うとなると、山間部においては積雪による進捗の遅れや谷越えによる架線工事の長期化等が予想されるなど単年度での事業完了は非常に困難であります。</p> <p>つきましては、次の事項について国に対して強く働きかけをお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 補助事業の認可に当たっては、地域性、施設規模等に応じて、複数年度にわたる事業計画も認めること。 (2) 事前ヒアリング等を実施し、年度開始後速やかに交付決定を行い、事業に着手できるように配慮すること。 (3) 将来 IP による放送の普及も想定されることから、D-ONU についても補助対象とすること。 (4) 住民のブロードバンド環境等を維持して行くためにも、保守管理費用や施設・設備の更新について、費用の負担軽減のため地方交付税で措置すること。 	総務部 (情報政策課)	<p>本県では超高速通信基盤の整備及び機能強化について、平成 27 年度から支援制度を設けております。</p> <p>地方公共団体が行う地域情報通信基盤の更新については、国の支援制度の創設、予算の確保及び要件緩和について要望を行っているところでありますが、併せて現行の国の補助において、地域の実態に沿った形で、複数年度にわたる事業計画を認めること、補助対象範囲を拡大すること等の制度改善や年度当初の速やかな交付決定を行うよう運用改善を含めて、今後も要望を行います。</p> <p><直近の国への要望></p> <p>H29. 7. 20 総務省へ要望：情報通信基盤の整備に係る抜本的対策の推進、予算の確保等について</p> <p>H29. 12. 18 総務省へ要望：情報通信基盤の整備に係る抜本的対策の推進、予算の確保等について</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
4	<p>「部落差別の解消の推進に関する法律」を活かした法の整備について 【継続・一部新規】</p>	<p>昨年は部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会による部落差別解消法に向けた県内で法制定を求める署名活動が展開され法務大臣に要望されるなど、法の制定に向けた関係機関等の取組の結果、12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。</p> <p>また、同和対策審議会答申から50年が経過し、関係機関等の尽力により同和問題解決に向けた一定の成果をあげてきましたが、インターネットを悪用した差別事件や「部落地名総監」の復刻版を販売しようとするなど差別的行為は後を絶たず、この法を活用したより実効性のある法律の整備が求められるところであります。</p> <p>つきましては、以下の事項について取り組みをお願いします。</p> <p>(1) 「部落差別の解消の推進に関する法律」を活かし、国・県が主体となり動部落差別の実態に係る調査を行うこと。</p> <p>(2) 学校教育における(教職員に対する)部落問題学習への取組を進めること。</p> <p>(3) インターネット上における差別、人権侵害を禁止する法の整備を国に対し働きかけること。</p>	<p>総務部 (人権局人権・同和対策課) 教育委員会事務局 (人権教育課)</p>	<p>(1) 部落差別実態調査の実施 本県では、部落差別実態調査について、差別解消のために真に有効な意義ある内容となるよう4月26日、7月20日に法務省に要望を行いました。</p> <p>(2) 学校教育における(教職員に対する)部落問題学習への取組 教職員に対しては、全校種の新規採用教職員や中堅の教職員を対象に「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえた研修を悉皆で実施しています。</p> <p>また、市町村もメンバーに入っている鳥取県同和対策協議会では、現在法の制定を受けた具体的取組の検討を進めているところであり、その一つとして、部落差別に係る学習資料を作成して教職員研修に活用することを検討しています。</p> <p>(3) インターネット上における差別、人権侵害を禁止する法整備の国への働きかけ 平成23年度からインターネット上における人権侵害防止のため、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(通称：プロバイダ責任制限法)の見直しなど実効性ある措置を早急に講じるよう国に要望しており、今年度も4月26日、7月20日に総務省及び法務省に要望を行いました。</p> <p>さらに、全国知事会を通じて8月8日に厚生労働省に、インターネットを利用した差別表現の流布等、様々な人権に関わる不当な差別その他の人権侵害事案に対応するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること及び部落差別の解消に向けた国の施策(相談体制の充実、教育・啓発、実態調査)について、その内容や国と地方の役割分担の考え方、スケジュール等を早急に明らかにすることを要望しました。</p> <p>今後も、実効性のある人権救済制度の確立に向け、引き続き要望を行います。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
5	米軍機による低空飛行訓練の中止について 【継続】	<p>米軍機が行う低空飛行訓練の中止については、知事から防衛省に対して要望していたところであり、さらに昨年の中国地方知事会で共同アピールとして採択されている経過もあります。</p> <p>その効果もあり、昨年度については、飛行回数は減ってきております。</p> <p>しかしながら、低空飛行訓練ルートは、若桜町で最も人口が密集している住宅地であり、この地域に病院や学校・保育園・養護老人施設等が存在しています。</p> <p>飛行時間も昼間のみならず早朝、夜間に及び、なかにはパイロットの顔が見えるほどの超低空飛行もあり、また、オスプレイの導入も噂されており、住民に大きな不安と恐怖を及ぼしています。</p> <p>また、若桜町上空において、米軍機による低空飛行の訓練ルートとドクターヘリ、防災ヘリなどの飛行ルートが重なり、衝突やニアミスの危険性も懸念されており、若桜町においても、住民生活に大きな不安を生ずる低空飛行を中止するよう防衛省に対して、申し入れしているところでもあります。</p> <p>つきましては、爆音により住民に不安を与えている米軍機による低空飛行訓練の中止及び国の責任において騒音測定器を設置し、騒音に関する実態把握を行うよう再度要望していただくようお願いいたします。</p>	地域振興部 (地域振興課)	現在の在日米軍機による飛行訓練の実態は、住民への不安や低空飛行による騒音被害など多くの問題があるため、引き続き住民の安全のために、政府において必要な措置をとるよう求めています。なお、国の責任において騒音測定器を設置し実態の把握に当たることの他、訓練時の日米合同委員会合意事項の遵守などについて、本年7月に防衛省に対して要望を行いました。今後も、機会をとらえて要望していきます。
6	幹線鉄道等活性化事業（形成計画事業）及び鉄道施設等の安全対策に係る予算の確保について 【継続・一部変更】	<p>安全性の向上に資する設備整備等への支援を目的とする鉄道軌道安全輸送設備等整備事業においては、財政状況の厳しい地方公共団体が支援する鉄道事業再構築事業を実施する事業者への費用負担分に対しては、補助率の引上げ措置（補助率1/3→1/2）が講じられていますが、幹線鉄道等活性化事業費補助（形成計画事業）においては、鉄財政状況の厳しい地方公共団体が鉄道事業再構築事業を実施する事業者へ支援する場合であっても補助率の引上げ措置はなく、補助率は1/3のままとなっています。</p> <p>つきましては、現在補助率の嵩上げ措置がされていない幹線鉄道等活性化事業費補助について、財政状況の厳しい地方公共団体が支援する鉄道事業再構築事業を実施する事業者への費用負担分に対する補助率を引き上げ（補助率1/3→1/2）を国に働きかけていただくようお願いいたします。</p> <p>また、鉄道施設等の更新、維持管理には多額の費用負担を要し、特に財政状況の厳しい地方公共団体にとって、国の補助制度は大変貴重な財源となっています。鉄道事業再構築実施計画の認定を受けている若桜鉄道における鉄道施設等の安全対策では、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を実施する場合、鉄道施設総合安全対策事業費補助及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金（両者とも国 1/2）を活用し、これまで要望額に対し満額交付されてきました。しかしながら、平成29年度は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金において、減額となり、両町は一般財源を追加措置して対応せざるを得ない状況となっています。</p> <p>若桜鉄道の車両は4両あり、毎年1両が全般検査若しくは重要部検査を受検すること、また、購入後30年が経過していること等、老朽化による維持管理経費も年々増加していくことが予見されます。</p> <p>つきましては、鉄道事業再構築事業を実施する事業者が行う鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に要する経費について、特に地方公共団体が支援する費用相当分に対して満額交付されるよう、国への働きかけをお願いいたします。</p>	地域振興部 (交通政策課)	<p>若桜鉄道は、鉄道を利用した交流人口の拡大による地方創生を実現し、住民の移動の利便性向上と鉄道を利用した観光振興等の地域活性化に繋げるための重要な施設であると考えています。</p> <p>要望のありました幹線鉄道等活性化事業補助については、財政状況の厳しい第3種鉄道事業者である地方公共団体(八頭町・若桜町)に対する補助率を1/3から1/2に引き上げるよう、また、本年度に要望額に対し満額交付されなかった地域公共交通確保維持改善事業費補助金についても安全な鉄道輸送を確保するため必要な予算額を確保するよう、本年7月に国に対して併せて要望したところです。</p> <p>今後とも国に対して必要な要望を行ってまいります。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
7	バス車両更新に伴う支援について 【新規】	<p>町村では住民の足を確保するため、バスの運行を行っており、小学校の統廃合が進む中、スクールバスの機能も備えた運行を行うなど工夫を行っているところです。</p> <p>中には導入から10年以上経過する車両もあり、走行距離からしても車両更新が必要となっております。しかしながら、車両更新を検討する際、低床バスの購入に伴う補助制度は充実しているものの、低床バス以外への補助制度は十分なものとは言えません。</p> <p>つきましては、冬期間積雪量もかなりある地域では、低床バスの運行に支障があるため、低床バス以外への補助制度拡充を国に働きかけていただくとともに、県補助の補助率及び補助限度額の拡充を検討していただくようお願いいたします。</p> <p>また、今後少子高齢化により、利用者が大幅に増えることがないと予想されるため、オンデマンドバス活用の有効性や、その他継続可能な運行体制を整備するための調査や運行計画策定に対し支援していただきますようお願いいたします。</p>	地域振興部 (交通政策課)	<p>現在、市町村を跨ぐ幹線路線に対する補助は、国及び県が補助し、その他の路線は各自自治体の判断により補助する枠組みとなっております。また、国補助によるバス車両補助は、国補助対象路線を運行している車両のみが対象とされ、この仕組みを単独市町村内路線を運行している車両にまで拡大して補助対象とすることは現時点では困難では無いかと思えます。</p> <p>また、バス車両に対する単県補助については、広域路線バス維持費補助金及び生活交通体系構築支援補助金が該当し、低床バスに限らず、1/3(市町村2/3)の支援を行っているところですが、各市町村の実態を伺いながら、補助制度のあり方を検討していきたいと思えます。</p> <p>なお、デマンド等を含めた路線再編については、市町村が公共交通網形成計画を策定する場合は国庫補助の対象となることから、この補助制度を活用されて実態調査や計画策定を行っていただければと思えます。</p>
8	一般乗用旅客自動車運送事業にかかる運行管理者の選任が必要な営業所の要件緩和について 【新規】	<p>高齢化の進む中山間地域においてタクシーは交通手段として重要な公共交通機関です。</p> <p>しかしながら、過疎化の進む地域では、経営不振によるタクシー事業者の撤退が深刻な問題となっております。</p> <p>タクシー運行事業者となるには、道路運送法第5条に基づく「一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可申請に係る審査基準」の要件を満たさなければなりません。タクシー車両を増やすにも運行管理者の選任要件により人件費の増になることから増車できない状況であります。</p> <p>つきましては、中山間地でも効率的に経営ができるよう運行管理者の選任が必要な営業所の要件の見直しを国に対し要望していただくようお願いいたします。</p>	地域振興部 (交通政策課)	<p>運行管理者は、安全関係法令等の遵守徹底を図るため道路運送法により各営業所に1名以上配置しなければならないこととなっております。その業務は、運転者の勤務時間等の適正管理、乗務前及び乗務後に点呼を実施し運転者の健康状態の把握、運行の安全を確保するため日頃から運転者への指導監督を行っており、その配置基準は営業所に有する車両数を基準として決められ、営業所に保有する車両が5両以上から39両まで1名、以降40両毎に1名が追加されることとなっております。</p> <p>高齢化で免許返納も進む中、中山間地における生活交通の確保は重要な問題であり、タクシー営業所の運行管理者配置の見直しについては、市町村の実態も伺いながら国に要件緩和の要望を行ってまいります。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
9	伯備線運行ダイヤの利便性向上について 【新規】	<p>J R生山駅は、鳥取県西部各市町村、奥出雲町、安来市、雲南市、庄原市等県境圏域の重要な交通拠点となっており、圏域内の住民や企業の多くは、J R生山駅から特急やくも号を利用して大阪、名古屋、東京方面へ出かけています。</p> <p>また、大山開山1300年を前に一層の観光振興も進めているほか、UDタクシーの導入を機とした交通連携により観光客の利便につながっていますが、夜間の運行ダイヤが乏しく、利便性を向上させることが更なる活性化に不可欠な状況です。</p> <p>しかし、現在のJ R生山駅下り停車の最終便である、やくも25号(J R生山駅着20:39)出発時刻については、岡山駅発19:04で、観光客や出張の多い関西圏域や東海圏域、関東圏域の新幹線乗り継ぎ時刻まで遡ると、新大阪駅発18:05、名古屋駅17:13、東京駅15:30と、観光客の遅い時間の移動や出張先での滞在時間に苦慮している状況です。</p> <p>また、やくも25号の後発となる、やくも27号はJ R根雨駅を21:52(岡山駅発20:05)に到着しますが、それ以降は日野郡内に停車するやくも号はありません。</p> <p>つきましては、J Rの利用促進及び地域経済発展のため、やくも号の最終便となる、やくも29号(岡山発21:40)について、生山駅に停車していただけるようご配慮を強くお願いいたします。</p>	地域振興部 (交通政策課)	<p>J R西日本伯備線は、山陽及び関西方面からの利用が多く、鳥取県西部及び島根県東部地域におけるビジネス、観光等の地域経済の発展、地域の活性化に資する重要な鉄道施設であると考えています。</p> <p>J R西日本の鉄道停車駅の考え方は、当該停車駅の利用者が確保されていることが必要です。通勤・通学者の利用に加えて地元自治体や経済団体が連携した、日野町及び日南町への誘客策、両駅への特急列車利用の需要喚起の取組などを着実にを行いながら、地元関係者が粘り強くJ Rに対して要望していくことが重要で有り、県としても引き続きその取組を応援したいと考えます。</p>
10	公共施設の老朽化に伴う地方財政支援について 【新規】	<p>公共施設の老朽化については、地方公共団体の大きな課題となっております。特に、わかつり国体にあわせて建設された社会教育施設は、建築から30年を経過し、建物の老朽化が深刻な問題となっております。</p> <p>また、社会教育施設については、補助制度がなく、平成29年度に創設された公共施設等適正管理事業債を活用する場合、その交付税措置率については、長寿命化の目的であれば、交付税算入が30%(充当率90%)と低いものとなっております。地方公共団体の実質負担が約70%となることから、人口減少及び高齢化による地方税の減収が進む中、その起債に係る償還にあつては、公債費が地方財政の硬直化に大きく影響することが懸念されます。</p> <p>つきましては、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長するため公共施設の長寿命化に対する補助金の創設並びに公共施設等適正管理事業債の交付税措置率の引き上げを行うよう国への働きかけをお願いします。</p>	地域振興部 (スポーツ課)	<p>社会教育施設のうち社会体育施設については、主に耐震改修を目的とした国庫補助制度「学校施設環境改善交付金(スポーツ施設環境整備事業費補助金)」(補助率1/3)が、また、施設の集約化・複合化・長寿命化等を目的とした「公共施設等適正管理事業債」があります。</p> <p>人口減少・高齢化が進む中であつて、地域の社会体育施設を今後とも維持し続けていくことは重要と考えており、県としても交付税措置の充実等について国へ要望してきているところですが、今回のご要望も踏まえ、引き続き国に対して働きかけていきたいと考えています。</p> <p>なお、公共施設等適正管理事業債の交付税措置率については、長寿命化事業(交付税算入率30%)のほか、集約化・複合化事業(同50%)など複数のメニューが用意されています。</p> <p>これらは、個別施設計画に位置付けられた事業を対象とするものもあり、また平成33年度までの時限措置であることから、まずは個別施設計画の早急な策定をお勧めします。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
11	<p>「三徳山世界遺産登録運動」への県支援について 【継続】</p>	<p>現在、世界遺産登録に向けた運動について「三徳山世界遺産登録運動推進協議会」を設置し、中部市町および関係団体などと連携し、官民挙げて情報発信、調査研究、保存管理を行っております。</p> <p>また、三徳山および小鹿溪の自然環境保護・保全とその適切な利用を図りながら将来に引き継いでいくため、三徳山および小鹿溪一体を大山隠岐国立公園に編入されるよう、「三徳山・小鹿溪 国立公園編入推進協議会」を設立し、自然保護活動やシンポジウムの開催、PR活動などについてさまざまな団体などの協力を得ながら編入に向け運動を行った結果、まず三徳山一帯の300haについて平成26年3月19日に官報公示され、国立公園へ指定されました。</p> <p>平成27年4月24日には、三徳山と三朝温泉の「六根清浄と六感治癒の地～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉～」という歴史的の魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーが、「日本遺産」に認定されました。</p> <p>また、平成30年度に開催される「大山開山1300年祭」を契機として、西部圏域と中部圏域が2つの日本遺産と大山隠岐国立公園をタイアップさせた広域的な取り組みとして新たな観光振興施策を展開することとしています。これらの動きは、鳥取県全体の観光振興につながるものと期待しています。</p> <p>したがって、三徳山の世界遺産登録運動が現実のものとなれば、三朝町だけの活動や成果ではなく、県内の観光資源を生かした観光ルートの開発や地域振興を図ることができ、県内外からの交流人口の増加はもちろん、鳥取県全体に与える経済効果は十分に期待できると考えます。</p> <p>つきましては、世界遺産登録に向けた調査研究や文化遺産としての保護、まちづくり、地域づくりに生かすための取り組みに対し、引き続き県の積極的な支援をお願いしますとともに、国に対しての働きかけをお願いします。</p>	<p>観光交流局 (観光戦略課)</p>	<p>県は、引き続き、三朝町をはじめとする中部市町と連携し、三徳山世界遺産登録に向けて、情報発信、調査研究、保存管理を行っていくとともに、観光振興やまちづくりへの活用を推進していきます。</p> <p>また、国に対しても、7月に暫定リストの拡充や調査研究への支援について要望を行ったところです。しかしながら、現段階での世界遺産登録は困難な情勢であり、長期的な視野での取組が必要になると認識しています。</p> <p>平成26年3月の三徳山の国立公園編入及び平成27年4月の日本遺産認定を受けて、今後どのようなスタンスで世界遺産登録の取組を続けていくか、三徳山世界遺産登録運動推進協議会等の場で協議を行うべきものと考えます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
12	<p>「まんが王国とっとり」の推進について</p> <p>【継続】</p>	<p>これまで、国際まんが博をはじめとした各種のイベント開催により、「まんが王国」としての県の知名度も向上し、地元でもまんがを素材とした地域活性化の取り組みに向けた機運が盛り上がりつつあります。</p> <p>「名探偵コナン」を活用したまちづくりの展開については、情報発信力や飲食物販機能を始め観光地としての機能や総合的な魅力が弱く、まだまだ大きな流れになっていないという課題があります。</p> <p>また、「まんが王国とっとり」の発展に向け、地域観光資源の魅力向上・情報発信・受け入れ環境整備を積極的に行う必要があります。今まで以上に県・国等との連携を強化する必要があります。この観点で、本年3月に町商工会が実施主体となりオープンした「コナンの家 米花商店街」の建設に対し、多大な支援をしていただき、深く感謝するものです。</p> <p>つきましては、「まんが王国とっとり」の取り組みを着実に発展させるため、その成果や誘発された民間の気運・意欲の盛り上がりを生かし、地域活性化の成功に向けた県域の取り組みを支援いただくとともに、広域観光振興のモデル地域となるよう、次の点について取り組んでいただくようお願いいたします。</p> <p>(1) 各市町が行うまんがを活用したまちづくりへの取り組みに対する継続的な財政支援を行うこと。</p> <p>(2) 各市町が行うイベントなどソフト事業に対する継続的な財政支援を行うこと。</p> <p>(3) まんがの新たな魅力づくりに向けた拠点整備を行うこと。</p>	観光交流局(まんが王国官房)	<p>各市町が行うまんがを活用したまちづくりへの取組やイベントなどソフト事業に対する財政支援については、「まんが王国とっとり」の魅力づくりを進めるため、引き続きまんが関連補助制度やまんが・アニメを活用した誘客促進の補助制度により市町等の取組の支援を検討しています。</p> <p>また、まんがの新たな魅力づくりや誘客に向け鳥取砂丘コナン空港を中心とする「空の駅」構想を進めるほか、まんがを活用して外国人観光客の県内周遊を促進する取組等も検討しています。</p>
13	<p>町村福祉事務所への支援について</p> <p>【継続】</p>	<p>県では平成22年度より町村福祉事務所の設置・生活保護等の業務移管が進められました。この間、県には福祉事務所設置町村に対して細やかな支援を継続していただき、生活保護の適正実施を軌道に乗せていただいているところです。</p> <p>福祉事務所設置から今年度で7年目を迎える現在、町村の習熟度は設置当初と比べ格段に向上しておりますが、設置当初からの現業員は異動、後任の現業員の育成という新たな段階の課題に直面しており、また、現業員以上に経験の蓄積を要する査察指導体制の確立については、現在も重要な課題であります。</p> <p>さらに、生活困窮者自立支援事業について、生活に困窮している人は多様で複合的な課題を抱えている場合が多く、自立相談支援機関への支援における福祉事務所の役割は重要で、それに伴い業務量は膨大となります。また、県内の自治体が一定の水準のサービスが行えるように、質の確保・向上に向けた県の広域的な支援が必要と思われます。</p> <p>このような状況から、町村福祉事務所が十分機能するよう、県による支援体制を継続していただくようお願いするとともに、生活困窮者自立支援法に基づく諸事業、とりわけ、複数の自治体による実施の検討が必要な事業(就労準備及び就労訓練事業など)の効率的、効果的な実施に向けて今後とも積極的な支援措置をお願いします。</p>	福祉保健部(福祉保健課)	<p>各町村福祉事務所における生活保護業務の適正実施に向けては、設置直後には生活保護業務の直接的支援を行っていましたが、設置以後5～7年経過し、ノウハウも蓄積されてきたことから、現在は、実施体制に対する支援へと移行してきているところです。</p> <p>県としては、引き続き、生活保護施行事務監査を通じた助言や連絡会議・研修の実施等による実施体制への支援に取り組んでいきたいと考えていますが、各町村におかれましても、引き続き、業務実施体制の安定・強化に努めていただくようお願いいたします。</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づく事業等につきましては、市町村において円滑かつ効果的に実施できるよう、鳥取県社会福祉協議会と連携し、相談・助言・情報提供、人材育成のための研修を実施しています。</p> <p>東部や中部ではすでに共同による就労準備支援事業を実施されていますが、必要に応じてこうした広域的な取組についても支援を行っていきたいと考えています。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
14	鳥取県子どもの居場所づくり推進モデル事業の継続について 【新規】	<p>近年、わが国の子どもの貧困問題は深刻化しており、平成27年3月には「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」が策定され、県内でも多くの施策が行われています。なかでも、こども食堂は、民間団体を主体とした取組みが多く展開されています。</p> <p>町村においても子どもの貧困問題は例外ではなく、生活困窮者等を対象とした学習支援や子どもの居場所づくり事業（こども食堂）を行政主体で進めているところですが、子ども食堂は、単に子どもに食事を提供するというだけでなく、そこに専門的な知識を持った者が加わり、家庭が抱えている問題の明確化や、保護者へのアプローチ、保護者の抱えている困難に寄り添いながらの意識付け、更には、問題解決に向けて必要な機関へ繋ぐなど、家庭と教育、福祉をコーディネートする役割を担う事業と考えています。</p> <p>本来であれば、子どもの貧困問題は地域のコミュニティの中からボランティアに進められることが望ましいのですが、過疎・高齢化が進む中山間地の自治体では社会資源も少なく、地域住民による継続的な支援や専門的な視点での支援は困難であります。</p> <p>また、子ども達が抱えている問題は単純ではなく、子どもと支援者の間に、慣れあいが生じれば、思わぬ過激な行動に出るなどの相手を試す行動等も見られます。そこには専門知識が必要であり、地域住民のみに支援を求めることは、不安感やモチベーションの低下となり、せっかくの地域貢献の意欲を損ねることに繋がります。</p> <p>つきましては、鳥取県子どもの居場所づくり推進モデル事業は、社会資源の少ない中山間において行政主体で施策展開する上で不可欠の事業であり、今後も柔軟で継続的な予算措置をお願いします。</p>	福祉保健部 (福祉保健課)	<p>「子どもの居場所づくり」推進モデル事業は、全県に子どもの居場所を拡げるためのモデルとなる取組を後押しすることを目的として、設置・運営経費を助成するものです。</p> <p>現在、県内のこども食堂をはじめとする子どもの居場所づくりの取組は、特に市部を中心に広がりを見せているところですが、今後は、設置の少ない中山間地域での取組が促進されるような支援を検討しているところです。</p> <p>なお、こども食堂の運営基盤を強化するため、今年11月17日に「とっとり子ども未来サポートネットワーク」が正式に設立され、こども食堂の継続運営に対するサポート体制整備に取り組んでいます。</p>
15	重度障がい児の介護を行うひとり親に対する算定基準の特例について 【新規】	<p>20歳未満の重度障がい児を在宅で監護・養育する場合は、特別児童扶養手当、障害児福祉手当が障害等級により支給されます。ただし、保護者以外の同居家族の所得も各種手当の支給の可否に関わり、一定基準額以上の所得があれば、実際に監護・養育を行う保護者に各手当が支給されないといった事態が起こります。</p> <p>重度の障がいをもつ子を養育・監護する保護者は、やむを得ず保護者の両親等と同居される場合があります。特にひとり親の方は、常時、子の介護から手が離れず、就労することができないうえに共に子育てに関わり精神的支柱となるべき配偶者もなく、介護にかかる各種費用を一人で負担するといった物心ともに厳しく切迫し、常に将来の不安を抱えているケースが多く見られます。</p> <p>また、短期入所やヘルパー等の障がい福祉サービスを利用する場合にも、保護者本人に収入がないにも関わらず、同居の家族の課税状況により費用負担が生じます。</p> <p>つきましては、重度障がい児の介護を行うひとり親に対する算定基準については、保護者のみの所得・課税状況によるものとするか、家庭生活の実態に応じて現行の制度に中間的な区分を設けるなどの特例措置を設けるよう国への要望をお願いします。</p>	福祉保健部 (子ども発達支援課)	<p>障がい児の利用者負担を算定する際の所得の範囲が「世帯全員」とされているのに対して、障がい者の利用者負担は「本人と配偶者」とされているなど、不均衡が生じていることについては、本県のみならず各県でもかねてから問題とされています。</p> <p>このため、平成29年6月にも中国地方知事会において「障がい児の利用者負担を算定する場合の世帯の範囲を保護者のみとすること」など、制度内容を見直すことを国に対して要望したところです。</p> <p>今後も、必要な制度改正等については、その都度、国に対して要望してまいります。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
16	不育治療費助成制度の創設について 【新規】	<p>多くの町村では、合計特殊出生率が低く、その対策が重要となっており、子どもを産み、育てやすい環境づくりを進めております。</p> <p>その一環として、特定不妊治療を受けておられる夫婦に、治療費の一部を県の助成制度に上乗せして助成しているところもあり一定の成果があがっております。</p> <p>また、不育症については、正しい検査をして、そのうえで正しい治療を行えば、80%以上の方が元気な赤ちゃんを持つことができると言われています。</p> <p>不育症の検査・治療を受けている夫婦に対して、高額となる保険適用外の医療費負担を軽減するため、費用の一部負担を行う助成制度を設けることは、更なる出生者数の増加につながるものと期待しています。</p> <p>つきましては、不妊治療費助成制度と同様の不育治療費助成制度を県において創設していただきますようお願いいたします。</p>	福祉保健部 (子育て応援課)	<p>不育症については原因不明のものが多く、国においても標準的な検査方法や有効な治療法などの精査や標準化の研究・検討を継続しているところです。また、不育症治療に有効性が確認されている治療法については保険適用となっており、有効性等が確立されていない保険適用外の治療についての助成は慎重な検討が必要だと考えます。</p> <p>国の検討結果や保険適用への対応等、国の動向を注視しながら、必要性について検討していきたいと考えております。</p>
17	おうちで子育てサポート事業の充実について 【新規】	<p>少子化、主に出生率低迷の大きな要因は、子育てや教育の経済的負担であると言われており、出生率・数回復のためには、子育ての経済的負担を直接軽減する方策が必要です。</p> <p>多くの町村では、子育て世代の経済的負担軽減のため保育料の軽減を行い、一方で、生後6ヶ月から1歳までの乳児を日中家庭で育てる保護者に対し乳児家庭保育支援給付金等として支給しており該当者からは対象年齢の延長を望む声も上がっております。</p> <p>県では、平成29年度から『おうちで子育てサポート事業』として、在宅での子育てに対する支援を始められ、0歳児を育てる家庭への支援は一定の効果は認められたと思いますが、1歳に到達した後の支援については、従来どおり保育園・こども園への入園が中心となります。</p> <p>つきましては、子育て世代が経済的に余裕を持ち子育てに専念できるよう、県の給付金の支給対象年齢を2歳まで拡充していただきますようお願いいたします。</p>	福祉保健部 (子育て応援課)	<p>おうちで子育てサポート事業については、若い子育て世代への経済的支援と子育てに係る選択肢の多様化に効果があったと考えています。</p> <p>対象年齢の拡大を希望する声がある一方で、現在県内の4市において同事業の実施が見送られているなど市町村の取組に差があること、対象年齢の拡大は、女性のキャリア形成への影響が懸念されるとの意見もあることから、引き続き事業のあり方について検討したいと考えております。</p>
18	保育士確保に向けた施策の充実について 【新規】	<p>現在、待機児童の解消に向けた施策により保育の受け皿が拡大される中、保育士の人材確保が喫緊の課題となっています。</p> <p>近年低年齢児童の保育園への入所希望が増加し、待機児童の発生を懸念しており、また現実の問題でもあります。</p> <p>県においては、平成28年度から保育士・保育所支援センターを東部に設置していただいたところですが、中西部地区の保育士確保は非常に厳しい状況にあります。</p> <p>つきましては、全県的な保育士の確保のため、保育士等修学資金貸付事業における奨学金の所得要件の緩和及び就職準備金や保育料の一部貸付事業において給付型への変換を検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、保育士資格取得者及び実務経験者のIターンを目的とした効果的な移住定住施策を市町村と連携して実施いただくようお願いいたします。</p>	福祉保健部 (子育て応援課)	<p>保育士等修学資金については、予算枠を上回る申請がある場合は補正予算により対応し、多くの方に貸付している状況であり、所得要件の緩和は考えていません。</p> <p>就職準備金や保育料の一部貸付については、保育所等に2年間従事した場合は返還が免除されるよう国により制度化されているため、給付型への変換は予定していません。</p> <p>なお、保育士確保対策の一環として、貸与奨学金の返還に係る支援をする未来人材育成奨学金の対象業種に保育士・幼稚園教諭を加え、県外学生の県内就職促進を図っています。</p> <p>有資格者のIターンについては、移住相談会などの機会を通じて本県の子育て・保育環境の素晴らしさを情報発信するなど、Iターンにつながるよう進めたいと考えています。</p> <p>また、来年度は、県外学生が県内の保育施設等で実習や就業体験等を行う場合の旅費の一部を助成する制度の創設を検討しており、事業の実施に当たっては市町村や関係団体と十分に連携をとって進めます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
19	鳥取県糖尿病対策推進会議等との連携の強化について【新規】	<p>糖尿病は自覚症状なく進行するため、治療を受けないままにしておくとう糖尿病性腎症など重大な合併症を併発するほか、心筋梗塞や脳梗塞を引き起こす恐れがあります。糖尿病性腎症を発症し人工透析が開始されると、週3回程度の透析による定期通院が必要となり患者のQOL(生活の質)が低下するだけでなく、透析に係る医療費は1人あたり月額約40万円にのぼり国の医療費を圧迫しているため、糖尿病重症化予防に努めることは医療費の適正化につながります。</p> <p>糖尿病重症化予防の取り組みを推進するにあたっては、個々の被保険者の病態に即した対応が必要となるため、地域の医師会やかかりつけ医、糖尿病対策推進会議と連携し取り組んでいく必要があります。全国的にも取り組みが進められています。しかし、小規模な町村では独自に関係機関と連携調整を図るのは事務的な負担が大きく、またどのような形で連携をしていけばよいのか漠然として取り組みが進んでいないのが現状です。</p> <p>つきましては、県内全市町村が同じレベルで糖尿病重症化予防の取り組みを推進することができるよう、関係機関との連携の枠組みを県レベルで構築していただくと共に、関係機関の役割や連携方法等につきまして再度周知いただきますようお願いいたします。</p>	福祉保健部(健康政策課)	<p>糖尿病重症化予防の取組については鳥取県糖尿病対策推進会議において情報共有等を図っており、市町村に対しても当該会議への参加を呼びかけているところです。</p> <p>なお、県内市町村における取組が円滑に実施できるよう、平成30年度に県版の糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し、対象者の抽出方法、介入方法、医療機関との連携等具体的な取組方法について市町村に情報提供する予定です。</p>
20	薬剤師養成の支援策について【継続・一部変更】最重点から重点へ	<p>医療機関の運営については、そこで働く多職種の医療従事者の確保・養成が大変重要です。</p> <p>医師、看護師については、依然として不足していますが、医師は大学の定数増や、卒業後一定期間県内に従事する制度の創設により、また看護師は県東部・中部にそれぞれ養成施設の開設により、明るい兆しが見えてきましたが、依然として薬剤師は地域偏在が残ったまま不足しています。</p> <p>薬剤師の業務は、従来の薬局内での調剤・製剤業務から、病棟への薬剤師の配置、在宅への訪問薬剤指導、地域包括ケア推進のための関わりなど、多種多様化し、ますます重要となっています。</p> <p>このような中、鳥取県が実施した県内の薬剤師需要数に関する調査では薬剤師の不足数が255人で前回より25人増加しています。一方、平成29年の薬剤師国家試験の合格率は71.58%で前回より5.27%低下し、合格者数も約2000人減少しており、その確保が困難な状況が続いています。</p> <p>県において、高校生に対し薬学部や薬剤師の紹介を行なうセミナーの開催や、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金の対象職種に薬剤師を加えられたことは大変評価しております。</p> <p>つきましては、県内出身の学生が地元に戻ってこられるような自治医科大学学生に準じた制度の創設や授業料の補助など支援策の拡充を講じていただきますようお願いいたします。</p>	福祉保健部(健康医療局医療指導課)	<p>県内の薬剤師不足は、依然として改善されておらず、引き続き、重要な課題と認識しています。</p> <p>これまで、鳥取県薬剤師会と連携して全国の薬学生を対象としたサマーセミナーや高校生・保護者向けの薬学部・薬剤師紹介セミナーなどの種々の確保対策を実施するとともに、鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度の周知を図っています。</p> <p>平成30年度においてもこれらの取組を引き続き実施するとともに、薬学部設置大学との連携強化や薬学生の実務実習の受入推進など、関係機関のご意見をお聴きしながら、より効果的な取組を検討し、実施していきたいと考えています。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
21	<p>小・中学校における少人数学級及び複式学級解消の協力金の負担軽減について</p> <p>【継続】</p>	<p>小中学校では、児童・生徒に対して一人ひとりの確かな学力と学習意欲の向上を図り、子どもたちが「学ぶ楽しさ・わかる喜び」を実感できる授業づくりに努め、自ら学ぶ力と意欲を高めることを目標としています。そのために、子ども一人ひとりの生活や学力の実態をきめ細かく把握し、個に応じた指導方法の工夫と改善を図る必要があります。小学校では30人以下学級、中学校では33人以下の少人数学級編制を実施しています。</p> <p>少人数学級では、教室内のスペースを効果的に活用して、グループ学習など児童・生徒の学び合いや話し合いによる学習がしやすくなり、発言や発表の機会を増やすことができ、学習過程で個人差が生じやすい教科において特にきめ細かな指導を行いやすくなり、基礎・基本の徹底を図ることができます。また、児童生徒の興味・関心や学ぶ意欲に基づく主体的な学習を保障することができ、教員と児童生徒間あるいは児童生徒同士のコミュニケーションを図ることが一層可能になります。これは、学習指導上の効果とともに、生徒指導上の効果も期待できるものであります。</p> <p>今後、少子化が進む中で学校が児童生徒一人ひとりを大切にしたい教育体制を維持するため、少人数学級は必要不可欠のものと考えますが、実施のためには県への協力金が必要となります。</p> <p>つきましては、町村の財政負担軽減のため、少人数学級の実施に係る協力金、県の学級編制基準を下回る学級編成に係る協力金及び小学校における複式学級解消の実施協力金の減額及び国県の学級編成基準の見直しをお願いします。</p>	<p>教育委員会事務局(小中学校課)</p>	<p>本県の少人数学級については、県独自に平成24年度から小学校1・2年生の30人以下学級、中学校1年生の33人以下学級を県負担により、またその他の学年の35人以下学級を協力金方式で実施しています。</p> <p>複式学級の解消については、これまで小学校において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1学年の児童を含む複式学級は設置しない。 ・飛び複式学級は設置しない。 ・第1学年の児童を含まない複式学級については1学級の児童数は15人以下とする。 <p>として学級編制を弾力化しており、今後も継続して複式学級の解消を図っていきます。</p> <p>なお、協力金方式による少人数学級及び複式学級の解消については平成30年度も継続して実施する予定ですが、協力金の減額は考えていません。</p> <p>文部科学省に対して、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させることにより、学校生活や人間関係への円滑な適応、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の定着を図るため、小学校1年生の35人学級のみならず、さらなる少人数学級の拡充のための教職員定数の改善など必要な教職員体制の整備を行うよう、平成29年7月及び12月に要望を行いました。</p> <p>今後も国の動向を注視し、必要に応じて要望等を行ってまいります。</p>
22	<p>町村が独自に配置する特別支援学級講師への県費補助について</p> <p>【継続】</p>	<p>特別支援学級には就学指導委員会において県立養護学校等の特別支援学校への就学が適当と判断された児童等も通学しております。この児童等につきましては、児童等保護者の希望によるもの、特別支援学校への通学が困難な場合などの理由により市町村教育委員会において判断されたものです。</p> <p>特別支援学級の運営方法は児童等の障がいの種類・程度・人数・学年構成等により様々ですが、法令等に準じて適切に配置されている県費負担教職員のみでの対応では授業に支障をきたすことが考えられます。</p> <p>特別支援学級に複数の児童等が在籍した場合、法令に準じれば1人の教職員で対応となりますが、障がいの特性等によっては同じクラスでの授業が困難な場合があり、そういった状況では2人の教職員が必要となるため、市町村において独自に教職員(講師)を配置しております。昨年4月に障害者差別解消法が施行され、学校においてもより一層インクルーシブ教育の推進を図り合理的配慮を講ずることが求められています。</p> <p>つきましては、障がいのある児童・生徒に対する特別支援教育支援員の配置に係る費用が交付税措置されているようですが、独自に配置した教職員(講師)の費用につきましても、公平な授業の機会を与えるという観点から、県費負担教職員と同様に費用の1/2を助成していただきますようお願いいたします。</p>	<p>教育委員会事務局(小中学校課)</p>	<p>特別支援学級については、国基準より手厚い本県独自の学級編制基準(国8人/学級→本県7人/学級)を実施しており、また学習支援のための非常勤講師も一部配置しているところです。</p> <p>障がいのある児童・生徒に対する日常生活や学習活動のサポートを行う特別支援教育支援員の配置について、市町村に対して全校配置を算定基礎とした地方交付税措置がされているところであり、県からの人的支援及び費用面の助成は困難ですが、特別支援学級の運営に係る支援について、引き続き国に要望をしてまいります。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
23	小学校への英語専科教員の配置について 【新規】	<p>新学習指導要領による教育課程が、平成30年度から移行期間、そして平成32年度から完全実施となり小学校に英語が導入されます。小学校教員にとって、新たに英語が導入されることにより、授業時数の増加に加え、小学校英語の指導内容、指導方法や評価等についての教材研究など大きな負担となります。</p> <p>併せて、平成30年度からは道徳が教科化され、ますます業務が増加します。教員の長時間労働が社会問題化している一方で、このように教員の業務負担が一層増える状況にあります。</p> <p>つきましては、英語授業の質を担保するとともに、担任教員の負担軽減のため小学校に英語の授業を専門に行う専科教員の配置をお願いします。</p>	県所管部課 教育委員会事務局(小中学校課)	<p>小学校の英語教科化に伴い、教員の指導力の向上や専門性が求められることに対して、国が示した方策に従い、県で以下の取組を行っており、今後も継続していきたいと考えています。</p> <p>①各小学校の中核教員を対象とする研修 ②加配による配置ではなく、教科の持ち合いによる専科体制の構築(学校裁量) ③外国語活動支援員や小学校英語パワーアップ事業によるALTの配置</p> <p>なお、小学校専科加配については、学校からの要望等を踏まえ、国に要望しており、今後も、国の動向に注視しながら、引き続き加配の増加について要望していきたいと考えています。</p> <p>また、平成28年度実施の教員採用試験より、小学校教諭の志願者のうち、一定基準を満たす英語に関する資格所有者に対して、一次試験の専門試験に加点することとしており、英語の資格等を有する等を含めた人材確保に努めていきます。</p>
24	水道広域連携の推進について 【継続・一部変更】	<p>平成29年3月、総務省が発表した『公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書』には、水道事業を将来にわたって安定的にサービスを確保していくためには、現在の経営のあり方自体を見直し、広域化等の抜本的な改革を検討する必要があるとされています。</p> <p>水道関係者の取り組みの推進については、特に小規模な水道事業者等において単独での対応に限界があります。</p> <p>また、県内中山間部に散在する簡易水道事業については、過去に整備・更新した際の地方債残高があり、その元利償還金の負担も多く、一般会計からの繰出金を抜きにしては、経営が成り立たないのが現実です。</p> <p>そこで、近隣の水道事業者や水道用水供給事業者、関係行政機関等と立場を越えて連携することが必要と考えられます。一方で、都道府県や中核となる水道事業者等には、地域全体の最適化の観点から、連携体制への積極的な関与が求められています。</p> <p>すべての水道利用者に、安全な水をいかなる時も安定的に供給していくためには、各水道事業者が個別利害を超えて広域的な見地から連携・協力し、経営基盤の強化や水源の一元管理なども含め、課題を克服していくことを目指す「広域化」が有効な手段です。</p> <p>そのため、今後、鳥取県の関係する自治体間で「広域化」の協議、検討を積極的に議論すべきであると考えます。</p> <p>つきましては、鳥取県の公営企業担当部局及び水道政策担当部局におかれましては、県内の水道広域連携に向けた議論について、主導的役割を果たしていただきますようお願いいたします。</p>	地域振興部(地域振興課) 生活環境部(水・大気環境課)	<p>水道事業の広域化に向けて、国は、各水道事業者・自治体に対して、長期的な視点に立ったアセットマネジメント(給水サービスを持続していくために必要な補修、更新等の費用、そのための事業運営計画)を早期に作成するよう促しています。これを受け、県においても各市町村の現状認識・問題点を把握するとともに、各市町村の財政担当者並びに各水道事業者と問題意識を共有するため、市町村幹部職員を対象とした広域化等経営基盤の強化・拡充に向けた研修会への参加を促し、その機運醸成を図っているところです。</p> <p>今後予定されている水道法改正で、広域化等に向けて都道府県が一定の推進役を担うことが想定されていることを踏まえ、水道経営の今後のあり方を主題とした研究会を今年度中に立ち上げ、広域化も論点に入れ、課題を明らかにしながら問題解決に向けた検討・研修を来年度以降行うこととしています。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
25	空き家対策について 【新規】	<p>近年、適切な管理ができない空き家が増加し、防災、衛生、景観等町民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。特に、所有者の空き家除却に対する意識が希薄であることから、大きな進展が見られていないのが現状です。</p> <p>所有者が空き家除却に取り組まない要因の一つに、固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例措置による軽減があり、空き家を除却し更地とすることで特例適用がなくなり、固定資産税が増額となることが挙げられます。</p> <p>ある町では、所有者の自主的な空き家除却を促すため、特例を受けられなくなった年度から3年間（1年目3/4補助・2年目2/4補助・3年目1/4補助）町独自の施策として助成制度を設けているところです。</p> <p>つきましては、全国的に危険空き家が問題となっている中、国として所有者の自主的な空き家除却を促す施策として、固定資産税の激変緩和措置の制度化への取り組みをお願いします。</p> <p>また、ある町では「放置家屋等の適正管理に関する条例」を制定し、危険と判定された空き家の所有者に対し指導・勧告を行い、所有者等が自ら解体撤去を行う場合には、その費用の1/2（上限60万円）を補助しています。平成26年度には県の支援制度がなかったものの、平成27年度から除却に対する支援を受けることで（市町村負担額の1/2（上限30万））、所有者への補助金の上限を30万円から60万円に嵩上げた経過もあり、所有者の負担も軽減しているところです。</p> <p>しかしながら、県の補助制度として、空き家対策特措法に基づく国の「空き家等再生推進事業」活用の場合のみを対象として、平成29年度から改正施行されており、現在、県からの補助が受けられない状況にあります。所有者責任を原則としながら、再三にわたる勧告、粘り強い交渉で数年かけて解体にに応じていただいた事例もあるなど、そのときの所有者個人の実情等、空き家対策を進めるうえで大きな要素となります。対象家屋がますます増加傾向にある中、県民の安全な生活と地域の保全に大きく貢献することから、補助制度の改正（復活）を早期に進めていただきますようお願いいたします。</p>	生活環境部（住まいまちづくり課）	<p>固定資産税の住宅用地特例は、建物を除却した場合だけでなく、建物そのものが空家法に基づく除却等の勧告を受けた場合にも、対象から除外されることとなっています。</p> <p>まずは、空家法に基づき、所有者に対して除却等の適切な管理対応を求めるべきと考えており、国に対して固定資産税の激変緩和措置を求めることは考えていません。</p> <p>なお、所有者の経済的負担については、除却費に対する支援制度がすでに設けられています。</p> <p>また、県の補助制度である「老朽危険空き家除却支援事業」は、これまで国の補助事業の活用を要件としていませんでしたが、所有者及び市町村の負担の大幅な軽減につながることで、また、空き家所有者が不明な場合の略式代執行の財源として当該国の補助事業が活用できること等のメリットがあることから、今年度から国の事業の活用を要件化しているところであり、御理解をいただきたいと考えます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)																										
26	県立ハローワークの設置について 【新規】	<p>平成29年4月の全国の有効求人倍率はバブル時期を超え43年ぶりの高水準となっており、全国的な労働力不足となっています。特に若年層の就職にあたっては、都市部の大企業へ集中する傾向があり、企業が鳥取県内へ進出するにあたっては、設備投資の計画はあるものの、企業側が求める多様化・高度化する人材が十分に集まらず、地域経済発展のネックとなっています。</p> <p>平成29年7月より県立ハローワークが米子、境港に開設され、今までのハローワークでは取り組めなかった企業の立場に立った人材確保、IJU ターンの促進、女性及びシニア層の活躍の場の創出等、地方ならではの課題に取り組みがスタートしたところです。</p> <p>市によっては職業相談所を設置し、学生の就職相談及び企業の求人情報を提供していますが、町では財源及び専門的な人材の配置が難しく、町単位で企業側に満足できる職業紹介所の設置が難しいところです。県からの説明によると「県立ハローワークの取り組みは、鳥取・倉吉・八頭地域については、米子・境港の成果を検証しながら平成30年以降に段階的に検討する。」こととなっていますが、企業の地方移転が進みつつある中、若者・移住者に鳥取県の就職に関心を持っていただき人材の確保に取り組むとともに、女性やシニア層の方へ活躍しやすい環境をつくるため、全県的に県立ハローワークを設置していただきますようお願いします。</p>	商工労働部(雇用人材局就業支援課)	<p>県内の有効求人倍率(平成29年10月)は、1.65倍の高水準(全国第12位)であり、東中部でも小売、飲食、医療福祉、建設、運輸等で慢性的な人手不足となっています。</p> <p>県立ハローワークは、このような人手不足に対応するため、求職者の掘り起こしや働き方改革に向けた身近なワンストップ相談窓口(女性・若者・シニア・企業へ働き方や働きやすい環境づくりを提案)として、就職決定件数、相談件数が着実に増加し、県立ハローワークに対する期待は高まっています。</p> <p>このため、平成30年度に県立ハローワークを全県に展開(新たに鳥取・倉吉・八頭に開設)するための準備経費を11月補正予算に計上しているところです。</p> <p>●鳥取県内の有効求人倍率(平成29年10月)</p> <table border="1"> <tr> <td>全県</td> <td>1.65倍(季節調整値)</td> </tr> <tr> <td>東部(鳥取)</td> <td>1.54倍(原数値)</td> </tr> <tr> <td>中部(倉吉)</td> <td>1.55倍(原数値)</td> </tr> <tr> <td>西部(米子)</td> <td>1.99倍(原数値)</td> </tr> </table> <p>●県立ハローワークの利用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就職決定件数</td> <td>22件</td> <td>62件</td> <td>84件</td> <td>90件</td> <td>84件</td> </tr> <tr> <td>相談件数 (電話・メール含む)</td> <td>1,391件</td> <td>1,670件</td> <td>1,983件</td> <td>1,982件</td> <td>2,361件</td> </tr> </tbody> </table> <p>●平成29年度11月補正予算 (新)鳥取県立ハローワーク(鳥取・倉吉・八頭)開設準備事業</p> <p style="text-align: right;">21,679千円</p>	全県	1.65倍(季節調整値)	東部(鳥取)	1.54倍(原数値)	中部(倉吉)	1.55倍(原数値)	西部(米子)	1.99倍(原数値)	区分	7月	8月	9月	10月	11月	就職決定件数	22件	62件	84件	90件	84件	相談件数 (電話・メール含む)	1,391件	1,670件	1,983件	1,982件	2,361件
全県	1.65倍(季節調整値)																													
東部(鳥取)	1.54倍(原数値)																													
中部(倉吉)	1.55倍(原数値)																													
西部(米子)	1.99倍(原数値)																													
区分	7月	8月	9月	10月	11月																									
就職決定件数	22件	62件	84件	90件	84件																									
相談件数 (電話・メール含む)	1,391件	1,670件	1,983件	1,982件	2,361件																									

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
27	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業の継続実施について 【継続】	<p>鳥取県の漁港で水揚げされる松葉がに(ズワイガニ)、ベニズワイガニ、ハタハタ等は「食のみやこ鳥取県ブランド」として、漁業だけでなく、観光業など県内の産業に大きく貢献しています。</p> <p>これらの魚種の主要漁場である日本海には、平成11年に締結した新日韓漁業協定により竹島周辺に両国が操業できる暫定水域が設定されています。</p> <p>しかし、漁期・漁法等の違いにより暫定水域内は韓国漁船の独占状態となっており、さらに、近年は日本の排他的経済水域内での韓国漁船の無許可操業、漁具の放置など悪質な事例が多発しています。</p> <p>つきましては、早急に日韓両国政府間で積極的に協議し、漁業秩序及び資源管理方針を確立することが必要です。政府が韓国政府に対し自国船の無秩序操業に対する監視・取締りの強化と指導の実施を、強く要請するよう強く働きかけていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、新日韓漁業協定により、漁業者は漁獲量の減少を余儀なくされると共に、韓国漁船の無許可操業による投棄漁具の回収作業など多くの負担を強いられています。漁業者の経営安定を図るため、引き続き、支援事業を実施するよう国に対し働きかけていただきますようお願いいたします。</p>	農林水産部 (水産振興局水産課)	<p>これまで国の関係省庁に対して継続して要望しており、本年度も7月20日に要望しました。日韓両国政府の責任により、両国間協議を進展させ、日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序を早急に確立するとともに、韓国政府に対し自国船の無秩序操業に対する監視・取締りの強化と指導の実施を強く要請するよう引き続き国に対して要望していきます。また、韓国・中国等外国漁船操業対策事業の継続についても国に要望していきます。</p>
28	米政策について 【新規】	<p>主食用米の需要が減少する見込みの中、農家所得を確保するためには、コメの過剰作付を抑制し、米価を安定させる必要があります。また、主食用米の生産を基本に、麦・大豆、園芸作物、飼料用米等を組み合わせ、最大限(フル)に水田を活用していくことが重要です。</p> <p>国は平成30年産から米の生産数量目標の配分を行わず、生産者や集荷団体が需給見通しをふまえて需要に応じた生産が行える状況をめざすこととしています。経営所得交付金が廃止され、米の生産量が増加することは、生産数量を忠実に守り生計を立てていた稲作農家にとっては大きな打撃となり、今後の経営計画に多大な影響を与えることとなります。</p> <p>つきましては、平成30年以降も、需要に応じた米生産が行われ需給と価格の安定が図られるよう、国が責任を持って米の需給改善に必要な対策を講じるよう働きかけをお願いします。</p> <p>また、30年産からのコメ政策の見直しに向けた産地の対応の基本は「需要に応じた生産」です。しかし、問題はまさにその需要をどう捉え産地として戦略を打ち出すかです。そのひとつが、都道府県段階での良食味米の開発によるブランド化推進であろうかと思えます。九州沖縄研究所で開発された「きぬむすめ」は、本県では奨励品種として掲げ、鳥取県産米の新しい顔になりつつあり、また従来から栽培される「コシヒカリ」も根強い人気があります。</p> <p>県におかれては、消費量として増えている外食・中食向けなど業務用米について、現在実施されている「がんばる地域ブラン」など既存施策の充実なども含め、一層のブランド化にむけた県の戦略的な取り組みや生産振興策を示し、強化していただきますようお願いいたします。</p>	農林水産部 (農業振興戦略監生産振興課)	<p>米価が安定し、農家所得を確保するためには、主食用米を基本に園芸作物、飼料用米等の組合せによる水田フル活用の推進が重要です。</p> <p>このため、需要に応じた米生産により価格の安定が図られるために必要な対策を講じるよう、7月20日にも国に要望しており、今後も機会を捉えて要望していきます。</p> <p>米のブランド化に向けては、「きぬむすめ」の特A評価を市場の評価に反映させるため、平成28年2月にJAグループ、県内米卸業者、県機関とで「鳥取県産きぬむすめブランド化推進協議会」を設立し、首都圏等都市部の高級百貨店のニーズに応えられるような高品質な「きぬむすめ」の生産及び販売を図っています。</p> <p>今後も「きぬむすめ」の特Aをきっかけに、県産米全体の評価向上につなげていくことが必要であり、引き続き平成30年度当初予算において検討します。</p> <p>また、「きぬむすめ」に続く県産米のブランド化に向けた新品種の育成についても引き続き行っていきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
29	有害鳥獣対策について 【新規】	<p>有害鳥獣対策については国の緊急捕獲を受け、近年、特に鳥取県東部での鹿の捕獲数は年々増加しています。しかし、依然として被害は後を絶たず、被害は庭木などにも拡大しており、今後、一層の対策を推進しなければ全県下に拡大することが危惧されます。つきましては、以下の事項について、国への要望並びに事業拡充をお願いします。</p> <p>(1) より一層のジビエ推進を図るため、狩猟者や解体技術者の育成等に関する支援策の充実を図ること。</p> <p>(2) 県の補助事業を活用して設置した侵入防止柵も長い年月が経過しており、経年劣化や積雪による破損等により柵の更新が必要な地域もある。中山間地域は、高齢な農家が多く、農地を守る観点から1/2の助成を行い、負担軽減を図っている町もあることから、県においても、一定期間後の更新も対象とするなど補助基準の要件緩和を行うこと。</p> <p>(3) 捕獲に対し国・県の支援を受けて捕獲奨励を推進しているが、一定の効果はあるものの一向に減らないのが現状である。国に対する支援拡充の要請と緊急捕獲奨励の継続を行うこと。</p>	<p>農林水産部 (農業振興戦略監生産振興課、市場開拓局食のみやこ推進課) 生活環境部 (緑豊かな自然課)</p>	<p>(1) これまで県東部を中心にジビエ活用の取り組みが進んできたが、県中西部においてもジビエ活用の機運が高まっていることから、全県的な「とっとりジビエ」の振興を図るため、狩猟者や解体処理施設従事者等を対象にジビエ活用のための処理技術や衛生管理のノウハウ等を習得するための研修等に対する支援を平成30年度当初予算で検討します。</p> <p>狩猟者の確保と技術向上及び捕獲個体のジビエ利用拡大に対する支援を更に充実させるため、平成30年度当初予算で、即戦力のハンターを養成するためのハンター養成スクールの年齢制限の撤廃、同スクールでの解体・衛生技術にかかるカリキュラムの充実や、狩猟により捕獲したニホンジカ・イノシシを加工処理施設に搬入した場合の狩猟者及び施設事業者への支援にかかる新規事業を検討しているほか、ベテランハンターとのマッチング・指導制度、狩猟免許取得や負担の大きい銃猟者に係る経費の支援を継続実施し、狩猟者の増加、育成に繋げることを検討しています。</p> <p>(2) 更新については、地域ぐるみで農地や水路等の維持保全に取り組む「中山間地域等直接支払」や「多面的機能支払」で対応可能なので、そちらの制度の活用について検討をお願いします。</p> <p>なお、鳥獣被害対策のうち「有害鳥獣の駆除に要する経費」については特別交付税措置の優遇措置があるため、町独自の対応についても検討をお願いします。</p> <p>(3) 平成29年7月の国に対する要望において、鳥獣被害防止総合対策交付金の継続と十分な予算確保とともに、特に、ニホンジカの捕獲頭数の増加に向けて、緊急捕獲活動支援事業の十分な予算確保と幼獣の捕獲活動経費の単価を成獣並みに引き上げることを要望しており、今後とも引き続き国に要望を行ってまいります。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
30	自助・共助に資する除雪支援について 【新規】	<p>この度の豪雪では日降雪量が観測史上最大の100センチ超を記録し、県下複数の自治体において、物流等に大きな影響が出たことは記憶に新しいところです。</p> <p>これを受け、鳥取県では今シーズンに間に合うよう、迅速に6月補正予算で、カメラの増設及び消融雪施設等の雪害対策を講じていただき、深く感謝申し上げます。</p> <p>一方で、住民生活に密着した生活道路につきましては、まだ支援が必要なのが実情です。県下いくつかの自治体では、従来「社会資本整備総合交付金」の「効果促進事業」を活用し小型除雪機を導入し、幹線道路沿線の集落に貸与することにより、住民の手で通院・通学路の確保を行って参りました。</p> <p>しかしながら、その財源となる国費（同交付金）の審査基準が来年度から厳格化され、小型除雪機の導入が困難となります。購入にあたりましては「防災・安全交付金」の活用も可能ではありますが、除雪対象が「雪寒道路」に限定されるため、生活道路は対象外となります。</p> <p>従来活用してきた交付金が地方のニーズに反して改正されることが何より不本意ではありますが、人口減少や高齢化をかかえつつも自らの手で地域を守ろうという相互扶助を絶やさないためにも、何らかのご支援をお願いしたいところです。</p> <p>つきましては、こうした実情を十分ご理解いただき、人的パワーは地域住民で確保いたしますので、その自助・共助をサポートすべく、小型除雪機の導入について、地域全体の面的な活用が可能な、対象路線を限定しない購入補助制度もしくは国県による直接貸与制度の創設について早急にご検討をお願いします。</p>	県土整備部（道路企画課）	<p>小型除雪機機の購入は、対象路線を限定しない「鳥取県市町村創生交付金」の補助制度の活用をお願いします。</p> <p>また、機械の貸与については、県管理道路の一定以上（300m以上）の除雪が条件となりますが、市町村道の除雪も可能な県保有歩道除雪機機の貸与制度を活用し対応していただきますようお願いいたします。</p>
31	踏切内の除雪改善について 【新規】	<p>平成29年1月及び2月の豪雪では、踏切内の除雪対応の遅れから車両の通行が不能状態に陥ったため、住民生活に多大な影響が生じました。町から鉄道事業者に除雪依頼を行いました。ラッセル車の運行は鳥取駅方面から倉吉駅で折り返し、除雪作業も即時には実施できないとの回答であり、結果として対応が後手に回ることとなりました。</p> <p>道路管理者においては、除雪路線上に踏切がある場合は、軌道の保全や警報機の誤作動回避の面から踏切内の除雪は行うことができないため、踏切内の除雪は鉄道事業者に頼らざるを得ません。</p> <p>県道を含めて市町道には多数の踏切が存在しており、町単独では鉄道事業者との協議も効果的ではないことから、県が主体的となって踏切内の除雪を改善することについて鉄道事業者への働きかけや協議を実施していただくようお願いいたします。</p>	県土整備部（道路企画課）	<p>踏切内の除雪については、これまでも鉄道事業者と協議・調整を行っており、円滑な冬期交通確保のため、引き続き働きかけを行います。</p> <p>なお、10月25日に開催した「鳥取県除雪対策協議会」においても、踏切内の迅速な除雪について鉄道事業者に対し要請を行ったところです。</p>
32	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に係る補助率等の嵩上げ措置の継続について 【新規】	<p>現在、道路事業においては「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げ（50%を55%に嵩上げ）されており、この嵩上げ規定が平成29年度までの時限措置となっています。</p> <p>つきましては、来年度以降も現在鳥取県内で進められている地域高規格道路等の迅速かつ着実な整備の推進により地域の活性化が図られるよう、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も現行制度を継続するよう国に対し働きかけをお願いします。</p>	県土整備部（道路企画課）	<p>「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による補助率等が嵩上げ措置については、鳥取県として4月14日、7月20日、11月13日及び12月18日に国に要望を行いました。</p> <p>さらに、鳥取県が参画している山陰近畿自動車道整備推進協議会などにおいても、同措置の継続を求める活動を行っており、今後も機会を捉えて国への働きかけを行ってまいります。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
33	道路等老朽対策と維持修繕に係る交付金等の制度改善について 【新規】	<p>高度経済成長期にインフラ整備を集中的に実施し50年経過した今、施設の老朽化が重要な課題となっています。</p> <p>また道路法の改正により平成26年7月からトンネル、橋梁等の点検を近接目視により5年に1回の頻度で実施することとなっていることから「メンテナンスサイクルの確定(管理者の明確化)」とともに「サイクルを回す仕組み」として、中国地方整備局では鳥取県道路メンテナンス会議を設立し対応することとなりました。そのため今後は各道路管理者が点検と診断を定められたサイクルに基づき実施し、継続的に修繕更新等を行うこととなり、継続して多大な経費を要することが想定されます。</p> <p>橋梁等の老朽化対策については、財源となる社会資本整備総合交付金での重点配分項目となっており、国から支援をいただいているところですが、近年の交付金の要望方法として、前年度の道路事業に伴う交付金配分額を基に要望することが求められています。社会資本整備総合交付金で実施する道路事業は橋梁の老朽化対策のみならず、道路改良や安全対策等の計画も含まれており、橋梁の老朽化対策に注力しようとする他の計画の要望額を減じるほかなく、道路事業全体の進捗に影響を及ぼしています。</p> <p>加えて、交付金の配分状況もその配分率は下がってきており、重点的に配分するとされている橋梁の老朽化対策においても要望額を下回る配分となっています。</p> <p>つきましては、道路の利用頻度(高速道路から町村道まで)や交通量等を勘案したメンテナンスサイクルの改善と、社会資本整備総合交付金における交付金の要望方法及び配分の改善など、財政的負担の軽減に向けた制度改善について国に対して働きかけていただきますようお願いいたします。</p>	県土整備部(道路企画課)	<p>道路の利用頻度等を勘案したメンテナンスサイクルの改善については、国、県、市町村等の県内道路管理者による鳥取県道路メンテナンス会議の場において、国に要望するようお願いいたします。</p> <p>また、社会資本整備総合交付金の予算確保について、地域の実情に応じた取組が実施できる必要な財源を確保するとともに、財政力の弱い地方へ重点配分するようこれまでも国土交通省に要望しているところであり、今後とも引き続き国に要望していきます。</p>
34	河川の適正な管理と災害情報確認設備の充実について 【継続・一部新規】	<p>近年、地球温暖化に伴う気候変動により、観測史上最大となる降雨が頻発し、全国的に洪水による堤防決壊等の大規模な水害が発生しています。</p> <p>中山間地の河川では、従前、慣例的に地区住民によるボランティアとして実施されていた河川区域内の草刈り等が高齢化や過疎化により実施が困難な状況になり、未実施のまま放置されている箇所が増えつつあります。河川内の堆積土砂や樹木は流水の阻害となり、河川の溢水や破堤のリスク要因となる危険性があるため、地域住民からの不安の声もあがっています。</p> <p>つきましては、流水阻害率(3割)に囚われることなく、河川維持管理費を増額していただき、できる限り早期に河床掘削や伐開を実施していただきますようお願いいたします。</p> <p>また、県管理河川については水位周知河川になっていない河川が多数ありますが、これらの河川には避難勧告、避難指示等の発令基準となる避難判断水位等が定められていないのが実情です。</p> <p>このことに鑑み、住民の安全を確保するために、避難指示等の発令基準となる避難判断水位等を定め、橋脚等に明示していただくとともに、ライト付の監視カメラを増加し、オンラインで水位の状況を確認をできるように整備いただくようお願いいたします。</p>	県土整備部(河川課)	<p>河床掘削や伐開については、一定の基準(流水阻害率(3割程度))を設けていますが、点検の見直しや地域の意見などを踏まえ、浸水被害が懸念される箇所を重点的に実施するとともに、必要な予算確保に努めていきます。</p> <p>県管理河川のうち水位周知河川以外の河川については、避難判断水位等が設定されていないので、今後、避難の目安となる水位の設定について検討していきます。</p> <p>なお、堤防監視が必要な箇所については、市町村や地元の皆様の意見をよく聞きながらライト付の監視カメラの整備を順次進めていきます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
35	海岸対策について 【継続】	<p>海岸の浸食対策については「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」に基づき、人工リーフの機能向上、堆積砂を浸食箇所を養浜するサンドリサイクル等、海岸保全に取り組んでいただいております。</p> <p>しかしながら、爆弾低気圧の通過時や冬期の波浪による海岸浸食、浜崖発達、砂浜や保安林の消失、農業用水路の流末の阻害、さらには家屋に迫りつつある事例があり、一層問題化しています。</p> <p>県では海岸の状態の監視や、地元関係者や専門家の意見を聞きながら漂砂の解明と対策を実施されていますが、その効果検証が明らかになっていません。</p> <p>つきましては、引き続き、人工リーフの機能向上やサンドリサイクル等に取り組んでいただきますとともに、検討委員会等による原因究明と対策検討、護岸対策等も実施するなどして的確な対策をお願いします。</p>	県土整備部 (河川課)	<p>海岸侵食対策については、「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」に基づき、必要最小限の構造物設置とサンドリサイクル等による海岸保全に取り組んでいるところです。</p> <p>県内の海岸は、その取組の効果により、全体的には安定傾向となっていますが、海岸によっては侵食傾向の箇所があることから、重点的なモニタリングにより海岸の状態を監視するとともに、地元関係者や専門家の意見を聞きながら漂砂の解明と対策の実施並びにその効果検証を行い、情報提供を行っていきます。</p> <p>また、近年問題となっている浜崖の発生について、今年度新たに岩美海岸において浜崖後退抑止工検討会を立ち上げ、現在、同海岸(陸上地区)において、抑止工の試験施工を進めるなど、対策に取り組んでいます。</p> <p>今後も必要な対策を実施してまいります。</p>
36	治山・砂防対策及び急傾斜地崩壊対策の整備促進について 【継続・一部新規】	<p>(1) 治山・砂防・急傾斜地事業について</p> <p>土砂災害防止法が改定され、県下においても数多くの危険箇所が新たに指定されました。また、近年多発しているゲリラ豪雨や昨年10月に発生した鳥取県中部地震により、地域住民はさらなる不安をもって日々生活をしているのが現状であります。</p> <p>このことから住民の生命・財産を守る重要な施策である、治山・砂防事業および急傾斜地崩壊対策事業の必要性はさらに高まっております。</p> <p>砂防等事業による堰堤等整備の推進により、中山間地域の危険箇所は解消されつつありますが、事業の実施に当たり、砂防堰堤の流路工の事業除外や、急傾斜事業に伴う排水処理の集中等から、大雨などの際には住宅へ浸水等が懸念され、多くの関係者から流路工の整備や急傾斜の排水路整備の要望が寄せられています。</p> <p>つきましては、治山・砂防事業および急傾斜地崩壊対策事業のより一層の整備促進をお願いしますとともに、流路工の事業対象化と排水路の改修等の流末対策と、排水系統を分散化した施工をお願いします。</p> <p>また、事業化の対象外となった水路等については、防災事業として県、町、地元等の負担による交付金事業等により、人口減少に歯止めをかけ中山間地の振興に資する補助制度の創設をお願いします。</p>	県土整備部 (治山砂防課)	<p>土砂災害対策は人民の生命・財産を守る重要な施策であり、引き続き、限られた予算の中で、緊急度や優先度を勘案した「選択と集中」を行い、効果的・効率的に事業実施してまいります。</p> <p>その中で、治山・砂防事業であれば、まずは堰堤等の整備促進を優先して実施し、流水流末処理のみに着目した溪流保全工(流路工)の整備については、事業目的から全てを事業化することは困難ですが、下流の溪流状況、特に溪流浸食などの土砂流出の要因があれば発生源対策として、堰堤等と一体的に事業化を図っているところです。</p> <p>急傾斜事業に伴う排水処理については、排水系統の分散化を考慮しながら、既存水路へ接続するようしております。</p> <p>何れの事業においても関係する流末水路対応については、現場状況を踏まえ、施設管理者との役割分担等について協議しながら進めていきたいと考えます。</p> <p>事業化の対象外となった水路等については、上記の役割分担等により施設管理者の責務で整備されるものと考えます。</p>

番号	項目	要望内容	県所管部課	対応方針(案)
		<p>(2) 主要地方道倉吉江府溝口線の沢安全対策並びに砂防整備の促進について</p> <p>主要地方道倉吉江府溝口線(旧大山環状道路)は、大山観光の主要道路であり、また地域の連携と活性化に必要な重要な路線であります。一の沢・二の沢・三の沢においては降雨時の土砂流出による道路閉鎖が問題となっております。</p> <p>このうち三の沢については、対策として道路の橋梁化を進めていただき、平成23年度に完了いたしました。</p> <p>一の沢・二の沢につきましては、工事期間は平成29年度から平成32年度までの計画となっており、確実な事業実施をお願いします。</p> <p>また、事業完了までの対策として、土砂流出防止のポケットを設けていただいておりますが、根本的な解決には至っておりません。</p> <p>つきましては、林野庁による山頂からの土砂流出防止の治山事業、国土交通省による砂防事業など、事業化の決定をいただいているものについて早期に事業完了いただきますようお願いいたします。</p> <p>近年は、異常気象の影響で大山山系においても多くの災害が発生しています。地域住民が安全で安心して暮らせる快適な生活環境のため、事業実施中の箇所について早期促進を図るため事業費の増額についてご配慮をお願いします。</p>	<p>県土整備部 (治山砂防課)</p>	<p>現在、一の沢・二の沢・三の沢においては、主要地方道倉吉江府溝口線(旧大山環状道路)への土砂流出対策として林野庁が治山事業を、また、二の沢下流集落の土石流対策として国土交通省が砂防事業を順次実施しているところです。</p> <p>いずれの事業も地域住民の安全・安心に資する重要な事業と考えておりますので、国に対して早期完成に向けた確実な予算確保を要望してまいります。</p>
37	<p>道路表示修繕の早期対応について</p> <p>【新規】</p>	<p>町村内の国県道・町道の規制表示(ライン)については例年秋に対応いただいておりますが、12月になると除雪作業が始まり翌年の3月まで続きます。せっかく整備いただいた規制表示(ライン)が破損し、特に、農繁期や観光シーズンに大型トレーラー等配送車とのすれ違いなど交通安全上支障となることもしばしばです。除雪により消えかけた危険箇所については、早期に対応して頂いているケースもありますが、繰越事業としての実施等、交通安全対策として施行時期の早期対応をお願いします。</p>	<p>県土整備部 (道路企画課)</p>	<p>除雪作業により消えかけた外側線等の路面表示の修繕は、除雪シーズンを終えた4月から修繕が必要な箇所を調査し、新年度予算により対応しているところです。</p> <p>今後とも、地元市町村からの要望を踏まえ、幅員狭小な区間等の交通安全上支障となる危険箇所については早期に対応してまいります。</p>